

第四章

臨時陵墓調査委員会における長慶天皇陵治定への道程

——七点の「答申案」——

外池昇

はじめに

著者はすでに「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査―設置から『伝説箇所』の審議まで―」（成城大学大学院文学研究科『日本常民文化紀要』第二十九輯、平成二十四年三月）（以下前稿という）を著し、主に『臨時陵墓調査委員会書類及資料』¹に拠りつつ、昭和十年六月二十七日に宮内大臣の諮問機関として臨時陵墓調査委員会が設置されてから、同委員会の内部資料として昭和十一年四月「長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覧一」が成った頃までの同委員会の動向について述べた。

前稿でみたように、多岐にわたる宮内大臣による臨時陵墓調査委員会への諮問事項の中でも、長慶天皇陵の治定を仰ぐべく宮内大臣によってなされた「諮問」に対する「答申」の作成へ向けての調査・審議は最も重要な課題であった。ここで、その間の臨時陵墓調査委員会の動向について本稿の視点から改めて捉え直すと、およそ以下に述べるふたつの方向性によって説明できると思われる。つまり臨時陵墓調査委員会が採用した長慶天皇陵をめぐる調査・審議の方向性は、ひとつには、全国から宮内省に上申された「伝説箇所」や宮内省自らが陵墓参考地として管理する地（相馬陵墓参考地〔青森県中津軽郡〕と河根陵墓参考地〔和歌山県伊都郡〕）を通じてのものであり、もうひとつには、長慶天皇の晩年やその側近者等の動静の精査を通じてのものである。このうち前者については前稿でみた通りである。

なお、本稿が主な史料として依拠するのは、前稿と同じ『臨時陵墓調査委員会書類及資料』（七冊）（以下、特に断りがない限り『臨時陵墓調査委員会書類及資料』についてはこの七冊本をいう）である。著者が臨時陵墓調査委員会をめぐる事柄についての研究に着手した時点では、臨時陵墓調査委員会についての史料を検索しようとするには、専ら「歴史的資料目録（陵墓課保管分）昭和50年（平成13年3月追加補訂）」（書陵部庁舎内閲覧室に

備え付けのものを情報開示の手続きを経て複写を入手。以下、「歴史的資料目録」という)に拠っていた(ただし、本稿および前稿で扱った『臨時陵墓調査委員会書類及資料』(七冊)は、「歴史的資料目録」では「臨時陵墓調査委員会諮問書類」(七冊)とある)。もつとも「歴史的資料目録」には、この他に臨時陵墓調査委員会に関する資料として同じく「臨時陵墓調査委員会諮問資料」(六冊)とする資料が二点認められる。この二点の六冊本と右にみた七冊本とを比較すると、本稿および前稿で依拠した七冊本の『臨時陵墓調査委員会書類及資料』の方が、宮内大臣による諮問事項と臨時陵墓調査委員会による諸種の資料をともに収めるものであり、前稿および本稿の視点による研究の上でより有用である。

しかるに今日宮内庁のホームページの「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」(以下、「公開システム」という)によって、宮内公文書館の所蔵資料から「臨時陵墓調査委員会」について検索すると、五十件の資料が表示される。このうち十九点は右にみた「歴史的資料目録」所載の「臨時陵墓調査委員会諮問書類」(七冊)と二点の「臨時陵墓調査委員会諮問資料」(六冊)である。つまり残る三十一一点の史料は、「歴史的資料目録」にはみえず、「公開システム」によってのみ確認できる史料である。

すなわち、これら「公開システム」によってのみ確認できる計三十一一点の史料は、前稿および本稿で依拠した『臨時陵墓調査委員会書類及資料』(七冊)と並んで、臨時陵墓調査委員会について考えるに際して欠かすことができない史料ということが出来る。それならば、本稿においてこれらの史料にも依拠すべきなのは当然なのではあるが、現在の著者には生憎それら計三十一一点の史料を十全に活用する準備が整っていない。従って本稿では主に右に挙げた『臨時陵墓調査委員会書類及資料』(七冊)に拠って、そして部分的には「公開システム」によって確認できる史料にも拠りつつ臨時陵墓調査委員会をめぐる議論を進め、『臨時陵墓調査委員会書類及資料』(七冊)に含まれる七点の「答申案」を取って基軸に据えて、長慶天皇陵をめぐる臨時陵墓調査委員会による調査・審議について議論を展開することにした。

一、長慶天皇陵治定の意味

本論に入る前に、そもそも長慶天皇陵の治定はどのように捉えられるべきかについて述べることにしたい。

長慶天皇は、後村上天皇の皇子として興国四年に生誕した。名は寛成。父後村上天皇崩御の後に寛成親王の即位があったかどうかについては近世以来議論があったが、明治四十四年のいわゆる南北朝正閏論争を経て南朝が正統とされ、八代国治著『長慶天皇御即位の研究』（明治書院、大正九年十月）等の成果に拠ってその即位が学問の上で立証されると、大正十五年十月二十一日には皇統加列が認められるに至った。第九十八代長慶天皇である。もちろん、八代国治の著作等がそのまま長慶天皇の皇統加列に直結したのではなく、その間には臨時御歴代史実考査委員会による調査・審議等と、大正十五年十月二十一日の「皇統加列」の「詔書」があったのである。しかしそうであればこそ、次には長慶天皇の陵はどこなのかが当然問題となる。前稿ないし本稿で取り上げている臨時陵墓調査委員会が昭和十年六月二十七日に宮内大臣の諮問機関として設けられたのには、このような前提があったのである。

しかしここで注意しておかなくてはならないのは、皇統加列のあった大正十五年十月二十一日には、同時に「皇室令」として「皇室陵墓令」の公布もあったことである。「皇室陵墓令」については別に述べたこともあるが、これは大日本帝国にとってはじめての陵墓について規定する法令であった。例えば明治天皇陵の場所が定められるに当って拠り所となったのは、明治天皇の「命」を奉じた昭憲皇太后の意志であって、決して何らかの法令があつてそれを根拠に明治天皇陵が営まれたのではない。³ところが臨時陵墓調査委員会における長慶天皇陵についての調査・審議がなされるに際しては、すでに「皇室陵墓令」があつた。臨時陵墓調査委員会が長慶天皇陵の治定を仰ごうとするに当つても、それは、法的な条件を充足させたものである必要があつたのである。

さらに興味深いのは、大正十五年十月二十一日の皇統加列をはるかに遡る段階で、すでに長慶天皇陵を見込んだ相馬陵墓参考地と河根陵墓参考地が宮内省の管理のもとにあったことである。相馬陵墓参考地の前身である御陵墓伝説参考地は明治二十一年十二月二十七日に、河根陵墓参考地の前身である御陵墓伝説地は明治二十一年二月二十四日にそれぞれ指定されている^④。つまり、長慶天皇の在位が確定されるはるか以前に、すでにその陵を見込んだ陵墓参考地が二箇所もあったのである。

それでは、この二箇所の陵墓参考地の背景となるものは何か。それは、全国各地に散在する長慶天皇陵伝承地ということができる。これについては堀一郎著『我が国民間信仰史の研究（一）』（東京創元社、昭和三十年九月）が二十七箇所を挙げることは前稿でも触れたが、臨時陵墓調査委員会でも当然のことながら各地からの長慶天皇陵伝承地の上申には注意を払っており、『臨時陵墓調査委員会書類及資料二』に昭和十一年四月「長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覧一」が綴り込まれていることは前稿で縷々述べた通りである^⑤。これらの長慶天皇陵伝承地を臨時陵墓調査委員会における長慶天皇陵の調査・審議との関連からみれば、長慶天皇陵伝承の地域的な拡がりに注目した方法として捉えることができよう。

臨時陵墓調査委員会はこの全国各地の長慶天皇陵伝承地について、どのような対応をしたのであろうか。長慶天皇陵伝承地の上申者の側と臨時陵墓調査委員会あるいは宮内省の側との関係のあり方については、未だ解明されていない部分が多量と言わざるを得ないが、ここで前稿でみた昭和十一年四月「長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覧一」から臨時陵墓調査委員会の対応をみると、そこに載せられた計七十三箇所の伝承地は、長慶天皇陵としての信憑性の度合いによって「第一類（一）想像（二）伝説（三）附会（四）偽物」「第二類」に分類され、その上で現地「踏査」の必要の有無について見通しが記されている。ここでその詳細について述べる余裕はないが、臨時陵墓調査委員会は委員・幹事・嘱託を全国各地に頻繁に出張させてその実地調査に当らせたのであ

り。しかしながら臨時陵墓調査委員会は、専らこのような方法によってのみ長慶天皇陵の治定を仰ごうとしたので

はない。これとは異なる方法からもその歩を進めていたのである。それが「はじめに」でみた、もうひとつの方法、つまり、晩年の長慶天皇やその側近者の動静を示す史料に注目するという方法である。この方法による調査の集大成として、臨時陵墓調査委員会『長慶天皇側近者事績研究資料』（昭和十三年十二月）を挙げる事ができる。これを先にみた全国各地に散在する長慶天皇陵伝承地を対象とする方法との対比で捉え直せば、晩年の長慶天皇とその側近者をめぐる歴史的事実に注目した方法として捉えることができる。

最終的には、昭和十九年二月十一日に長慶天皇陵は京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町慶寿院趾に嵯峨東陵として治定されることになる。これが今日の長慶天皇陵である。

しかしここにひとつの問題が残されている。それは、右にみただちらかの方法、あるいは双方の方法に拠って調査・審議を進めようとも、それは、真の長慶天皇陵に必ずたどり着くことができるという保証があつての上でのことではないということである。それにもかかわらず、すでに長慶天皇の皇統加列は公布されている。この期に及んでの臨時陵墓調査委員会による宮内大臣に宛てての「答申」において、長慶天皇陵はついにわからなかつたなどという結論は果してあり得たのであろうか。

二、昭和十一年五月「精査報告書」

七点の「答申案」についてみる前に、改めて前稿でも引用した昭和十一年五月八日「精査報告書」⁷について見直しておくことにしたい。「精査報告書」は、前稿の視点のみならず本稿の視点からも極めて示唆に富む史料である。

「精査報告書」の大きな特徴は、長慶天皇陵についての調査・審議を、「審議方法第一項」と「審議方針第二項」のふたつに分けていることである。これは、諮問第一号、つまり長慶天皇陵についての諮問にみえる「諮問

第一号ニ関スル審議及順序方法」に「(別紙参考)」として付された「長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針」の、「一、長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓参考地及同陵ニ関スル上申地ニ就キテ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト」と「二、別ニ広ク関係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト」を抛り所とするもので、それぞれ「精査報告書」の「審議方針第一項」と「審議方針第二項」に対応する。特に後者については、その概要を、

「(一)後醍醐天皇後村上天皇長慶天皇後龜山天皇ト関係深キ地方ヲ文献ニ由リ調査スルコト、場合ニ依リテハ実地調査ヲ行フ、(二)長慶天皇ノ御事績特ニ御聖徳(御人徳)ヲ調査スルコト、(註)武家ニ対スル御方針御感情等ヲ調査スルコト、(三)長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事績ヲ調査スルコト、(四)長慶天皇ノ側近者ノ事歴ヲ調査スルコト」とする。このように、臨時陵墓調査委員会における長慶天皇陵をめぐる調査・審議の「方針」には、このふたつが厳然とあったのである。そしてこのふたつの「方針」は、互いに補い合うというよりはむしろそれぞれが独立した方向性を有していたとみられることは極めて興味深い。

以下、「精査報告書」の概要をたどることにしたい。まず、「一、審議方針第一項ニ依ル審議」についてである。これは、「(イ)長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓参考地」「(ロ)同陵(引用註、長慶天皇陵)ニ関スル上申地」「(ハ)考説又ハ伝説アル箇所」についての調査であるが、この結果は次の通りであった。つまり、「一、関係地七十九箇所中大部分即チ青森縣南津軽郡五郷村大字北中野字天皇浪岡崎ヲ始メトシ六十一箇所」は、「(イ)単ナル想像ニ出ヅルモノ」「(ロ)口碑伝説ニ據レルモノ」「(ハ)地名等ニ據リ附会セルモノ」「(ニ)偽作ノ物ニ據レルモノ」及び「(ホ)是等ノ複合セルモノ」であつて、「現在ニ於テハ其実地ニ就キテ調査スル必要ヲ認めズ」とした上で、「此類ヲ第一類中不要踏査地トス」と述べる。

そして、「二、和歌山縣伊都郡高野山玉川等ノ五箇所」は、「之ニ関スル所論ハ前同様採ルニ足ラズト雖モ其地方が当時南朝ト関係浅カラザル地域ナルガ故ニ従来ノ上申等ノ関係ヲ離レテ一応其実地ヲ調査シ置クコトヲ可ナリト認メタリ」とする。

さらに、「三、京都市嵯峨等ノ七箇所」は、「的確ナル資料無シト雖モ其地点ノ由緒ヨリ考ヘ其実地ニ就キテ調査スルノ必要アリト認メタリ」と述べる。

次に、「二、審議方針第二項ニ依ル審議」についてである。第二項中の第一号「後醍醐後村上長慶後龜山天皇ト関係深キ地方ノ調査」は相田二郎嘱託の担当とし、「調査方針」を次のように定めた。つまり、「一、古文書金石文并ニ典籍経卷ノ識語ヲ国別ニ調査スル事」「二、古文書其他ノ史料ノ調査ハ修史局以来蒐集セルモノヨリ始メ明治以前ニ作成シタル古文書并ニ地誌類ニ引用シタル史料ニモ及ブ事」「三、国別調査ノ順序ハ便宜紀伊ヨリ始メ大和泉河内摂津山城ノ畿内諸国ニ及ビ更ニ其他ノ国々ニモ及ブ事」を定めた。この「方針」に基づいて、「正平廿三年ヨリ元中九年ニ至ル間即チ長慶後龜山天皇ノ御代ニ関スル紀伊大和泉河内摂津山城伊賀伊勢志摩所在ノ古文書ノ調査ヲ終了シ、繪旨及ビ繪旨ニ関スル文書等ノ本文ヲ謄写シ其国別一覽表ト共ニ提出アリタリ」とする。

第二項中第二号「長慶天皇ノ御事蹟特ニ御聖徳ノ調査」第三号「長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事績ノ調査」についてはまだ着手していない。

同じく第二項中の第四号「長慶天皇ノ側近者ノ事歴ノ調査」第五号「所謂北朝ト関係アル事項ノ調査」は龍囑託の担当とし、第四号の調査では「長慶天皇ノ御動靜ヲ伺フコトヲ目的トシテ側近者ノ所在動靜ヲ調査ヲ宗トスルコト」とし、第五号の調査では「主トシテ南北ノ交渉ニ就キテ所謂北朝方ノ文書寺院等ヲ調査スルコト」とし、その方法を左のように定めた。

「一、既知史料ノ整理」については、「イ、整理ノ方法大日本史料及ビ南朝ニ関スル著述ニ引用セラレタル資料ヲ検討シテ大日本史料ニ類スル編年史料稿本ヲ作ル事」「ロ、史料ノ範圍長慶天皇踐祚以後朝廷ニ関スル総テノ史料ヲ蒐集スル事」が、「二、新史料ノ蒐集」については、「蒐集方法ハ既知史料ニ準據シ南朝方所在地及ビ縁故深キ社寺等ノ史料ヲ採訪シ既知史料稿本ノ補充ヲ計ル事」が、「三、報告」については、「右ニ依リ作成シタル史

料稿本ニ準據シタル調査事項ニ付報告書ヲ提出スル事」が「方針」とされ、これに従って龍囑託はまず学界既知の史料の蒐集に努めすでに概ねその終了を見るに至ったので、これを整理して『長慶天皇側近者事蹟研究資料』⁹⁾と「長慶天皇側近者事蹟表」「長慶天皇側近者一覧表」を作成して「長慶天皇側近者研究資料判集」とともに提出された、とする。

以上、「精査報告書」におけるふたつの「方針」についてみた。このようにこのふたつの「方針」は互いに独立した内容を持つものである。以降、七点の「答申案」をみてゆくことになるが、そこでどのようにこのふたつの「方針」が生かされているか、あるいは生かされないでいるのかについて注目しつつ議論を進めてゆくことにしたい。

三、七点の「答申案」

以下、臨時陵墓調査委員会委員長から宮内大臣へ宛てての「答申」の準備段階として作成された七点の「答申案」を取り上げる。これは資料編に史料一〜七として全文を掲載した。これらは「答申案①〜⑦」としてこれから検討するが、①〜⑦の番号は『臨時陵墓調査委員会書類及資料二』に綴り込まれた順序に従った。

小委員会の構成

まずみておかななくてはならないのは、臨時陵墓調査委員会の中でも「諮問第一号」、つまり長慶天皇陵の問題を担当した小委員会の構成である。¹⁰⁾これは、七点の「答申案」の作成者は誰かという問題に直結する重要な事柄である。

「諮問第一号」を担当する小委員会は、『臨時陵墓調査委員会書類及資料』に拠る限り、その発足の当初には芝

葛盛（図書寮編修官）・黑板勝美（東京帝国大学名誉教授）・辻善之助（東京帝国大学教授兼史料編纂官）・荻野仲三郎（国宝保存会委員）によって構成されていたが、その後委員の任免があった。以下、各委員・嘱託の履歴関係の資料からこの点についてみることにしたい。

まず免ぜられた委員である。黑板勝美は昭和十一年十一月十一日に「群馬県下史蹟調査並に臨時陵墓調査委員会の用務により旅行の途次、高崎市に於いて発病（脳溢血）」し、昭和十八年六月二十一日に「願により臨時陵墓調査委員会委員を免ぜら」¹¹れている。

次いで新たに任じられた委員である。西田直二郎は昭和十三年十月十一日に「臨時陵墓調査委員会を仰付ら」¹²れ、龍爾は昭和十年十月二十五日に「宮内省臨時陵墓委員会事務嘱託」となったが、昭和十四年六月三十日には「宮内省臨時陵墓調査委員会委員」に「仰付」¹³られている。

嘱託についてみると、相田二郎は、昭和十年十月二十五日に「宮内省より臨時陵墓調査委員会事務を嘱託せられ昭和十九年三月三十一日に及ぶ」¹⁴とある。

七点の「答申案」

「答申案」の検討にあたって、まず七点の「答申案」の総てに共通する事項について述べる。以下の通りである。

・どの「答申案」も、黑板勝美・辻善之助・芝葛盛・荻野仲三郎・西田直二郎・龍爾委員によって構成された小委員会による調査・審議の結果とされる。

・どの「答申案」も、「京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町所在慶寿院址」を長慶天皇陵とする。

これによると七点の「答申案」は、いずれも龍爾が委員となった昭和十四年六月三十日以降に作成されたことになるが、このことは、「答申案⑥」が昭和十五年十二月二十六日の、また、後にみる「答申（岡本文書）」が同月二十三日の日付を有することと矛盾しない。

また、七点の「答申案」は総て慶寿院趾を長慶天皇陵とするものであるが、このことは、「答申」の結論を慶寿院趾を長慶天皇陵とする点について、少なくとも小委員会としては異論が出ないための条件が、内容や手順の上でも、また人的構成の点でも充分整っていたことを示している。そうしてみると、「答申案」が七点も作成されるに当たっての残された課題は、その結論を矛盾なく導き出し、かつ誰をも無理なくそれを納得させられるだけの理由付けや概念の整理であったと考えることができる。

それでは次に、七点の「答申案」の内容について具体的にみることにしたい。なお、以下にみる「答申①」⑦、またその関連として取り上げることになる「答申（岡本文書）」の内、「答申案③・⑤・⑦」と「答申（岡本文書）」には「註」が、「答申書⑦」と「答申（岡本文書）」には「長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針」が付されている。これらは「答申（岡本文書）」を含めて史料編には総て収録してあるが、ここで「答申案①」⑦や「答申（岡本文書）」をみるに当たっては、この「註」「長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針」をしばらく置いて、「答申」の部分とそれに続く「理由書」に重点を置くことにしたい。

論点

ここでは、七点の「答申案」で問題とされている論点について具体的に取り上げることにはしたい。もちろん「答申案」が七点も作成されたのには当然それだけの理由のあることと考えられるのであって、「答申案」七点はそれぞれに独自の主張を有する。以下それらを七点の「答申案」を通覧する視点から俯瞰し、かつ比較することにした。

七点の「答申案」にみえる論点は、概ね次の五つに整理することができる。

論点一 全国各地からの多数の上申地（右にみた「審議方針第一項」による調査・審議の対象）の総てや二箇所の陵墓参考地を否定して、長慶天皇の晩年およびその側近者の動静（「審議方針第二項」による調査・審議の対象）を主に調査・審議の対象とすることについて、どのように考えるのか。

論点二 長慶天皇は京都に還幸して崩御したと考えてよいのか。

論点三 長慶天皇が洛西で崩御したとして、その場所は慶寿院なのか大覚寺なのか。

論点四 長慶天皇は慶寿院に葬られたのか。

論点五 慶寿院址を長慶天皇陵とするとして、それを確実に証明し得るだけの資料が得られていないことをどのように考えるのか。

以下この五つの論点をめぐって、「答申案①～⑦」から検討することにした。

論点一

論点一について「答申案①～⑦」は以下の通り説明する。まず「答申案⑤」「答申案⑥」「答申案⑦」についてみる。なお以下の引用は本稿史料編からのものであるが、史料編では原史料に忠実な字体を用いたが、以降の引用にあたっては読み易さのために現在用いられている字体とした。(以下同じ)

「答申案⑤」

其調査ノ結果百箇所ヲ超ユル伝説地及推考地ハ採ルニ足ルヘキモノ極メテ少キコト明カトナリ

「答申案⑥」

其調査ノ結果直接ニ御陵ニ関シテ徴証スヘキ資料ヲ発見スルニ至ラス、百箇所ヲ超ユル伝説地及推考地ハ採ルニ足ルヘキモノ極メテ少キコト明カトナレリ

「答申案⑦」

其調査ノ結果直接ニ御陵ニ関シテ徴証スヘキ資料ヲ発見スルニ至ラス、百箇所ヲ超ユル伝説地及推考地ハ採ルニ足ルヘキモノ極メテ少キコト明カトナレリ

このように、「百箇所ヲ超ユル伝説地及推考地」、つまり「審議方針第一項」に拠る調査・審議の結果が満足いくものではなかったことを指摘する。

その上で「答申案⑤」は「茲ニ長慶天皇ノ御動靜ヲ視ヒ奉ルヘキ地域ハ大ニ限局セラレタリ」と、「答申案⑥」は「茲ニ於テ其調査ハ天皇ノ御動靜御称号ノ典拠及ビ崩後ノ諸事情等ヲ考察スルノ外ナキコトトナリ」と、「答申案⑦」は「是ニ於テ其調査ハ天皇ノ御動靜御称号ノ典拠及ビ崩御前後ノ諸事情等ヲ考察スルノ外ナキコトトナリ」とし、それ以降は右にみた「審議方針第二項」による調査・審議に専ら集中したことを述べる。同じように「答申案①」～④も、各地からの多数の上申地についての、「審議方針第一項」による調査・審議が満足のいくものではなかったとする言辞を殊更に連ねてはいないものの、「其調査ノ結果長慶天皇ノ御動靜ヲ視ヒ奉ルヘキ地域ハ大ニ限局セラル」と、「答申案⑤・⑥」と同主旨の事柄を述べる。

論点二

論点二について、「答申案①」～⑦「はいずれも長慶天皇が洛西嵯峨で崩御したことを前提とする。つまり、『大乘院日記目録』応永元年八月一日条に「大覚寺法皇崩」とあることを、長慶天皇が洛西嵯峨で崩御したことの根拠とするものである。以下の通りである。

「答申案①」

長慶天皇崩御ノ御場所ハ前引日記目録（引用註、『大乘院日記目録』）ニ「大覚寺法皇崩」トアルニ拠リテ洛西嵯峨ナリト認メラル

「答申案②」

長慶天皇崩御ノ御場所ハ大乘院日記目録ニ「大覚寺法皇崩」トアルニ拠リテ洛西嵯峨ナリト認メラル

「答申案③」

大乘院日記目録ニ「大覚寺法皇崩」トアリ、大覚寺法皇トハ大覚寺ニ御座ノ法皇ノ謂ナルニ依リ長慶天皇ハ洛西嵯峨大覚寺ニ於テ崩御アラセラレタリト認メラル

「答申案⑤」

大乘院日記目録ノ大覚寺法皇トハ大覚寺ニ御座ノ法皇ノ謂ナルニ依リ、長慶天皇ハ洛西嵯峨大覚寺ニ於テ崩御アラセラレタリト認メラル

また、「答申案④」が「其（引用註、『大乘院日記目録』の）『大覚寺法皇崩』ノ記載ハ之ヲ以テ長慶天皇カ洛西嵯峨ニ移御アラセラレ同地ニ於テ崩御アラセラレタリトナスハ未タ確實ナリトハ云ヒ難シト雖、大覚寺法皇トハ大覚寺ニ御座ノ法皇ノ謂ナリトセハ之ニ拠リテ長慶天皇カ嵯峨ニ於テ崩御アラセラレタルナラントノ推考モ成立セサルニアラス」とし、「答申案⑥・⑦」が「長慶天皇ノ御入洛ノコトハ之ヲ明記セルモノナシト雖モ、天皇ノ諸皇子側近者カ後龜山天皇ノ京都還幸ノ前後ニ於テ入洛シタルコトト、嵯峨ノ地カ龜山天皇ヲ始メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後龜山天皇ノ御座所並ニ御陵ノ存セル処ナルコトヲ傍証トシテ、長慶天皇モ亦元中九年後龜山天皇ノ御入京前後ニ於テ御入洛アラセラレテ嵯峨ニ御座アラセラレタリト認メ奉リ得ベシ」とするのは、長慶天皇がその晩年には洛西嵯峨にあつたという結論は維持しつつも、その言い廻しは極めて慎重である。このことは、長慶天皇が晩年に洛西嵯峨にいたとする「答申案」の立脚点が、決して学問的に確実な裏付けによるものではないことを反映するものと言える。¹⁵⁾

論点三

そのことは、論点三・論点四について「答申案①〜⑦」の述べる所と全く同様である。まず論点三については左の通りである。

「答申案①」

嵯峨ニ於ケル（引用註、長慶天皇の）崩御ノ御場所ハ大乘院日記目録ニ「大覚寺法皇崩」トアルヲ以テ大覚寺ナリトモ解セラル、モ、御称謂ヨリ考フレハ天竜寺塔頭慶寿院ナリト推測セラル

「答申案②」

嵯峨ニ於ケル（引用註、長慶天皇の）崩御ノ御場所ヲ尋ヌルニ、大乘院日記目録ニ「大覚寺法皇崩」トアルヲ

以テ大覚寺ナリトモ解セラルルモ、コノ記載ハ南山ヨリ還御アラセラレタル天皇カ嵯峨大覚寺ニ入御アラセラレタル事実ヲ記憶ニ存セシ者或ハ長慶天皇モ初メ大覚寺ニ在セシコトノミヲ知りテ後ニ他ニ移御アラセラレタルコトヲ知ラサル者カ長慶天皇崩御ノコトヲ伝聞シ、長慶院法皇崩ト記シ奉ルヘキ所ヲ「大覚寺法皇崩」ト書留メタル記録ニ拠リタルモノト解セラレ、長慶天皇ヲ慶寿院法皇トモ称シ奉レルコトヨリ考レハ崩御ノ御場所ハ天竜寺塔頭慶寿院ナリト推測セラル

〔答申案③〕

大乘院日記目錄ニ「大覚寺法皇崩」トアリ、大覚寺法皇トハ大覚寺ニ御座ノ法皇ノ謂ナルニ依リ長慶天皇ハ洛西嵯峨大覚寺ニ於テ崩御アラセラレタリト認メラル

〔答申案④・⑤〕

(論点二についてみた際の引用部分の通り)

〔答申案⑥〕

志玄王カ慈濟院ニ斂葬セラレ給ヒ普明国師ノ塔カ鹿王院ニ建テラレタル例ト海門承朝ノ御入寂ノ事情トヲ更ニ合セ考フレハ、或ハ慶寿院カ長慶天皇ノ御座所タリシニ止マラス天皇ノ崩御ノ処タルト同時ニ斂葬ノ処タリシトモ推察シ得ラレザルニアラス

〔答申案⑦〕

志玄王カ慈濟院ニ斂葬セラレ給ヒ普明国師ノ塔カ鹿王院ニ建テラレタル例ト海門承朝ノ御入寂ノ事情トヲ更ニ合セ考フレハ、或ハ慶寿院カ長慶天皇ノ御座所タリシニ止マラス天皇ノ崩御ノ処タルト同時ニ斂葬ノ処タリシトモ推察シ得ヘシ

長慶天皇が大覚寺で崩御したにせよ慶寿院で崩御したにせよ、その主張に確たる学問的な論拠がないことを、右の引用部分は如実に語っている。

論点四

しかも、学問的な根拠を欠くにもかかわらずその議論の道筋を維持しようとするこのような姿勢は、続く論点四についても全くかわりがない。左の通りである。

〔答申案①〕

長慶天皇カ慶寿院ニ於テ崩御アラセラレタリトスレハ、志玄王ヲ慈濟院ニ葬リ奉リ普明国師ノ塔ヲ鹿王院ニ建テタル等ノ例ヨリ推シ、又海門薨去ノ際ノ御模様ヨリ察スルニ、長慶天皇奉葬ノ御場所ハ崩御ノ御場所タル慶寿院ノ内ナリト認メ奉ル

〔答申案②〕

長慶天皇カ慶寿院ニ於テ崩御アラセラレタリトスレハ、海門ヲ慶寿院ニ志玄王ヲ慈濟院ニ葬リ奉リ普明国師ノ塔ヲ鹿王院ニ建テタル等ノ例ヨリ推シ又海門薨去ノ際ノ御模様ヨリ察スルニ、長慶天皇奉葬ノ御場所ハ崩御ノ御場所タル慶寿院ノ内ナリト認メ奉ル

〔答申案③〕

思フニ長慶天皇ハ大覚寺ニ在セシカ別ニ御終焉ノ所トシテ慶寿院ヲ営ミ給ヒシカ、未タ落慶ヲ見ルニ至ラスシテ崩御アラセラレ御陵ハ御遺志ヲ奉シテ慶寿院ニ営マレタルモノナルヘシ

〔答申案④〕

志玄王ヲ慈濟院ニ塔シ普明国師ノ塔ヲ鹿王院ニ建テ承朝ヲ慶寿院ニ斂メ奉リシコト等当時ノ例ヨリ見テ、天皇ノ御陵カ崩御ノ御場所タル慶寿院ノ内ニ営マレタルコトモ推測シ得ラレ

〔答申案⑤〕

海門カ同院ニ止住セラレタルコトモ慶寿院カ御父長慶天皇ノ御陵ヲ置カレタル所トシテ御縁故特ニ深キ場所ナリシカ故ナリト解セラル

「答申案⑥・⑦」

志玄王カ慈濟院ニ斂葬セラレ給ヒ普明国師ノ塔カ鹿王院ニ建テラレタル例ト海門承朝ノ御入寂ノ事情トヲ更ニ合セ考フレハ、或ハ慶寿院カ長慶天皇ノ御座所タリシニ止マラス天皇ノ崩御ノ処タルト同時ニ斂葬ノ処タリシトモ推察シ得ラレザルニアラス

このように、「答申案①～⑦」のいずれもが、慶寿院が長慶天皇陵であることの学問的な根拠など全く挙げ得ていないのである。「答申案①・②」が「認め奉ル」と、「答申案③」が「営マレタルモノナルヘシ」とするのはまだ強い調子の方で、「答申案④」が「推測シ得ラレ」と、「答申案⑤」が「御縁故特ニ深キ場所ナリシカ故ト解セラル」とし、さらに「答申案⑥・⑦」が「斂葬ノ処タリシトモ推察シ得ラレザルニアラス」とするのに至っては、もはや、学問的な見地からすれば何も言っていないのと全く同じである。

論点五

それでは、論点五について「答申案①～⑦」はどのように述べているのであろうか。以下にみることにしたい。なお、「答申案①・②」は論点五について特に言及がない。

「答申案③」

慶寿院カ長慶天皇御終焉ノ地トシテ営マレタル所トシ且ツ御陵ヲ置カレタル所トシテ御縁故特ニ深キ場所ナリシカ故ナリト解セラル

「答申案④」

天皇崩御ノ御場所ニ就キテ右ノ如ク推考シ得ルトスレハ、龜山天皇ヲ初メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後龜山天皇カ嵯峨ニ於テ崩御アラセラレ御陵モ同所ニ營建セラレタルコトヨリ推シテ、等シク龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレ嵯峨ノ地ニ崩御アラセラレタル長慶天皇ノ御陵モ亦コノ地ニ營マルルハ最モ自然ノコトナリ、又志玄王ヲ慈濟院ニ塔シ普明国師ノ塔ヲ鹿王院ニ建テ承朝ヲ慶寿院ニ斂メ奉リシコト等当時ノ例ヨ

リ見テ、天皇ノ御陵カ崩御ノ御場所タル慶寿院ノ内ニ営マレタルコトモ推測シ得ラレ、承朝ハ同院ニ於テ御父天皇ノ御菩提ヲ訪ヒ奉リシ如ク拝察セラル

〔答申案⑤〕

龜山天皇ヲ初メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後龜山天皇カ嵯峨ニ於テ崩御アラセラレ御陵モ嵯峨ニ營建セラレタルコトヨリ推スニ、等シク龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレ嵯峨ノ地ニ崩御アラセラレタル長慶天皇ノ御陵モ亦嵯峨ニ營マルルハ最モ自然ノコトトシテ、長慶天皇ヲ慶寿院又ハ慶寿院法皇トモ申シ上ケシコト建内記嘉吉三年五月九日ノ條及富岡本新葉和歌集応永三十二年師成親王ノ御輿書ニ見エ、コノ御稱謂ヨリ考フレハ御陵ハ嵯峨天竜寺塔頭慶寿院註ニノ内ニ營マレタルモノト考ヘラル、蓋シ慶寿院ナル御稱謂ハ御諡号ト認メ難ク御在所又ハ陵所ノ名称ニ拠ル御稱謂ト認ムヘク、而シテ長慶天皇ノ御在所ハ大覚寺ナリト認メラルルニ由リ慶寿院ナル御稱謂ハ御陵所在寺院ノ名称ニ拠ルモノト考フルノ他ナシ、慶寿院ハ天竜寺所藏応永三十三年書写ノ応永鈞命絵図ニ見エ長慶天皇皇子海門御止住ノ寺院ナリシコト看聞御記蔭涼軒日録建内記ニ明ニシテ、海門カ同院ニ止住セラレタルコトモ慶寿院カ御父長慶天皇ノ御陵ヲ置カレタル所トシテ御縁故特ニ深キ場所ナリシカ故ナリト解セラル

〔答申案⑥〕

天皇（引用註、長慶天皇）ノ諸皇子側近者カ後龜山天皇ノ京都還幸ノ前後ニ於テ入洛シタルコトト、嵯峨ノ地カ龜山天皇ヲ始メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後龜山天皇ノ御座所並ニ御陵ノ存セル処ナルコトヲ傍証トシテ、長慶天皇モ亦元中九年後龜山天皇ノ御入京前後ニ於テ御入洛アラセラレテ嵯峨ニ御座アラセラレタリト認メ奉リ得ベシ、大覚寺ニ御座アリシコトハ前述ノ如ク推考ノ難アルモ、慶寿院ハ長慶天皇ノ皇子海門承朝カ天皇ノ崩後御止住アラセラレ、且ツ御入寂之際シテハ特ニコノ院ニ移ラレシコト看聞御記蔭涼軒日録建内記等ニ見エタレハ、慶寿院ノ御称号ト合セ考ヘテ慶寿院ハ長慶天皇御入洛後ノ御座所ニシテ天皇ノ

崩後皇子海門承朝カ父皇ノ御遺跡ヲ承ケテ御止住アラセラレタルモノト解シ得ラルルノミナラス、志玄王カ慈濟院ニ斂葬セラレ給ヒ普明国師ノ塔カ鹿王院ニ建テラレタル例ト海門承朝ノ御入寂ノ事情トヲ更ニ合セ考フレハ、或ハ慶寿院カ長慶天皇ノ御座所タリシニ止マラス天皇ノ崩御ノ処タルト同時ニ斂葬ノ処タリシトモ推察シ得ラレザルニアラス

〔答申案⑦〕

天皇（引用註、長慶天皇）ノ諸皇子側近者カ後龜山天皇ノ京都還幸ノ前後ニ於テ入洛シタルコトト（註、嵯峨ノ地カ龜山天皇ヲ始メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後龜山天皇ノ御座所並ニ御陵ノ存セル処ナルコトヲ傍証トシテ、長慶天皇モ亦元中九年後龜山天皇ノ御入京前後ニ於テ御入洛アラセラレテ嵯峨ニ御座アラセラレタリト認メ奉リ得ヘシ、大覺寺ニ御座アリシコトハ前述ノ如ク推考ノ難アルモ、慶寿院ハ長慶天皇ノ皇子海門承朝カ天皇ノ崩後御止住アラセラレ、且ツ御入寂ニ際シテハ特ニコノ院ニ移ラレシコト看聞御記蔭涼軒日録建内記等ニ見エタレハ、慶寿院ノ御称号ト合セ考ヘテ慶寿院ハ長慶天皇御入洛後ノ御座所ニシテ、天皇ノ崩後皇子海門承朝カココニ御止住アラセラレタルハ同所カ父皇ノ御遺跡ニシテ又御菩提所ナリシニ因ルモノト解シ得ラルルノミナラス、志玄王カ慈濟院ニ斂葬セラレ給ヒ普明国師ノ塔カ鹿王院ニ建テラレタル例ト海門承朝ノ御入寂ノ事情トヲ更ニ合セ考フレハ、或ハ慶寿院カ長慶天皇ノ御座所タリシニ止マラス天皇ノ崩御ノ処タルト同時ニ斂葬ノ処タリシトモ推察シ得ヘシ

ここにみられるのは、例えば「答申案③」に「御縁故特ニ深キ」と、「答申案④」に「龜山天皇ヲ初メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後龜山天皇カ嵯峨ニ於テ崩御アラセラレ御陵モ同所ニ宮建セラレタルコトヨリ推シテ、等シク龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレ嵯峨ノ地ニ崩御アラセラレタル長慶天皇ノ御陵モ亦コノ地ニ宮マルルハ最モ自然ノコトナリ」と、「答申案⑥」に「天皇（引用註、長慶天皇）ノ崩御ノ処タルト同時ニ斂葬ノ処タリシトモ推察シ得ラレザルニアラス」等とあるように、学問上の検証に耐え得る確たる根拠はないこと

を前提にした上での推論である。推論と言って悪ければ、次善の策とでも言えばよいのであろうか。それともこのような「答申案」は、宮内大臣による「諮問第一号」¹⁶つまり、「御陵（引用註、長慶天皇陵）考証上ノ手懸カリサヘ発見スルノ至難ナルヲ感ズル状態ナルニ依リ長慶天皇ノ陵ニ関スル根本的ナル調査考証ノ方法及ビ結果ニ付諮問スル所ナリ」との「諮問」に対する、ある意味で極めて優良な「答申」を成り立たせるための案文として評価すべきなのであろうか。いずれにしても、仮にこのような内容の「答申」が臨時陵墓調査委員会委員長の名において宮内大臣に提出されることにでもなれば、そのことによって、宮内大臣が天皇に対して長慶天皇陵の治定を仰ぐための手順は一步確実に進むのである。

「答申案⑥」と「答申案⑦」

とは言いながら、右の視点から「答申案①」～「⑦」を具に検討してみると、それらは決して単なる文言や表現の調整等というようなものではないことがわかる。立脚点から異なる「答申案」が、「答申案①」～「⑦」の中には含まれているのである。

それは「答申案⑥」と「答申案⑦」である。「答申案⑥」と「答申案⑦」は、七点の「答申案」の中で特筆すべき特色を有するものである。

まず「答申案⑥」の起草者についてである。「答申案⑥」は「龍委員私案」とされているのである。他の「答申案」の中に、個々の委員による「私案」とされたものはない。

「龍委員」、すなわち龍肅についてはすでに触れた。ここで要点を繰り返せば、龍肅は、昭和十年十月二十五日に臨時陵墓調査委員会事務嘱託となり、昭和十三年十二月に印刷された『長慶天皇側近者事蹟研究資料』の編纂に携わり、昭和十四年六月三十日には臨時陵墓調査委員会委員となった。「龍委員私案」（傍点引用者）とされる「答申案⑥」は年月日を欠くが、当然、龍肅が臨時陵墓調査委員会委員となった昭和十四年六月三十日以降のものである。

また、「答申案⑥」は、慶寿院を真の長慶天皇陵とする「明證」が得られていないことを、明確に言い切っている。次の通りである。

「答申案⑥」

(引用註、慶寿院は) 天皇ノ御陵所タル明証ハ未タ得ルノ由ナシト雖モ、天皇ノ御晩年ニ於ケル由緒ノ最モ深キ尠ナレハ、現下長慶天皇ノ御陵所ヲ御治定相成ルベキニ於テハ京都市右京区嵯峨天竜寺角倉町ノ慶寿院趾ヲ以テセラルルヲ最モ適當ト認ムル次第ナリ

つまり、長慶天皇陵の治定を仰ぐべきことを前提とすれば、慶寿院が長慶天皇の遺骸が眠る所であることの明証がなくても、そこが長慶天皇にとって「由緒ノ最モ深キ尠」でさえあれば、そこが長慶天皇陵として最も適當であるとするのである。

次に、「答申案⑦」についてである。「答申案⑦」にはふたつの大きな特色がある。ひとつには「昭和十五年十月二十六日」との年月日が記されていることであり、もうひとつには東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部近代立法過程研究会収集文書岡本愛祐関係文書の標題を「所謂擬陵ノ問題」とする簿冊¹⁸に、「答申案⑦」とほぼ同一の文書が「答申」として収められ(「案」が抹消されている。以下、「答申(岡本文書)」という)、そこには「昭和十五年十二月廿三日」とあることである。それにしても、この簿冊の標題に「擬陵」とあるのはいかにも印象的である。「擬」とは「なぞらえる」との意であるから、「擬陵」とあればそれは正しくは「陵」ではない筈である。それでは一体どのような経緯で「答申案⑦」とほぼ同一の文書が収められている簿冊の標題に「擬陵」とあるのであろうか。もっとも岡本愛祐が臨時陵墓調査委員会委員となったのは、昭和十六年四月一日であるから、少なくとも岡本愛祐が臨時陵墓調査委員会委員として、この「答申(岡本文書)」なり「擬陵」なりの審議に携わったというのではない。「答申(岡本文書)」も史料編に史料八として収載した。

右の「答申案①」～「⑦」を閲覧すると、「答申案①」～「⑦」にあつては、もはや慶寿院趾を長慶天皇陵として治定

を仰ぐに当って、慶寿院址が長慶天皇の遺骸を納めた真陵であることの学問的な根拠の有無についての議論は問題とされていないことが明瞭である。「答申案③～⑦」は、その間隙を「御縁故」（答申案③・⑦）・「推測」（答申案④）・「推ス」（答申案⑤）・「最モ自然ノコト」（答申案⑤）・「推察」（答申案⑥・⑦）等の文言で埋めてはいるが、こうなってしまうと、そこに遺骸が納められているかどうかということ、そこが天皇陵であるかどうかということとは、別の問題ということにもなってしまう。この「擬陵」とは何なのか。次に取り組まなければならない。

おわりに

「答申案⑦」とほぼ同文の「答申（岡本文書）」が、「所謂擬陵ノ問題」との標題の簿冊に綴り込まれていたことは、本稿において臨時陵墓調査委員会における長慶天皇陵についての調査・審議を考察するに際しての主要な史料として、「答申案①～⑦」を取り上げたことの帰結として大きな意味をもっていると言わざるを得ない。「答申案①～⑦」から「答申（岡本文書）」を経て、臨時陵墓調査委員会委員長から宮内大臣へ答申されたことの内容は、まさに「擬陵」のひと言に集約されるべき性向を有していたであろうことに疑問の余地はない。

このように、「擬陵」という概念は、長慶天皇陵治定へ向けての臨時陵墓調査委員会における調査・審議、また、臨時陵墓調査委員会委員長による宮内大臣への「答申」、さらには昭和天皇による裁可といった長慶天皇陵の治定へ向けてのさまざまな段階にあつて、まさに中核に据えられて然るべきものである。本稿では、この「擬陵」について考えるための手掛かりを、臨時陵墓調査委員会委員長から宮内大臣に宛てられるべく作成された七点の「答申案」、また「答申（岡本文書）」から論点を探り出すべく取り組み得たに過ぎない。長慶天皇陵の治定をめぐる問題の中に「擬陵」を正確に位置付けるための作業の全体を想定すれば、本論文の成果はその第一歩を

踏み出した問題提起と位置付けることはできても、決してそれ以上のものではない。引き続き、「擬陵」と長慶天皇陵治定の問題を解明するべく歩を進めることにしたい。

註

- (1) 宮内庁公文書館所蔵。後述。
- (2) 拙稿「大正十五年『皇室陵墓令』成立の経緯」(歴史学会『史潮』新六十三号、二〇〇八年五月)。
- (3) 『明治天皇紀』明治四十五年七月三十日条(附載)八月六日条(『明治天皇紀第十二』(吉川弘文館、昭和五十年十二月)八三〇～一頁)。
- (4) 拙著『事典陵墓参考地—もうひとつの天皇陵—』(吉川弘文館、二〇〇五年七月)一六九～七三頁。
- (5) 前稿一六五～七四頁。
- (6) 前稿一六五～七四頁。
- (7) 前稿一五二～六頁。
- (8) 前稿一四五～六頁。
- (9) これは、昭和十三年十二月に臨時陵墓調査委員会により印刷されている(昭和十三年七月の龍肅による「凡例」を掲載する)。
- (10) 臨時陵墓調査委員会全体の構成については前稿(一六三～四頁)で触れた。
- (11) 丸山二郎「黒板勝美博士の年譜と業績」(黒板博士記念会編『古文化の保存と研究』(昭和二十八年二月)四九九～五〇〇頁)。
- (12) 「西田直二郎先生略年譜」(古代学協会編『西田先生頌寿記念日本古代史論叢』(吉川弘文館、昭和三十五年十二月)八〇九頁)。
- (13) 「龍肅先生略年譜」(石田和田龍山中四先生頌寿記念史学論文集)(日本大学史学会、昭和三十七年十月)三十頁。これに

続けて、昭和十九年二月二十九日に「終了」とある。

- (14) 「相田二郎履歴」(日本歴史地理学会『歴史地理』(昭和三十三年七月、第八十八卷第四号)六十八頁。同じく「相田二郎履歴」は、「宮内省臨時陵墓調査のための出張一覧」として、昭和十一年〜十五年の出張の詳細を記す〔歴史地理〕昭和三十三年七月、七十頁)。

- (15) 「答申案③・⑤」は、論点二について引用した部分に「註」をつける。長慶天皇が洛西嵯峨で崩御する前提として、長慶天皇は入洛していなければならないが、「答申案③・⑤」の「註」は、いずれも長慶天皇の入洛は決して不自然でないことを傍証する史料を挙げるものである。しかしこのことを逆に言えば、長慶天皇の入洛を裏付ける史料が存しないことの証明でもある。

- (16) 『臨時陵墓調査委員会書類及資料一』。前稿一四三頁。

- (17) 前稿一四三頁。

- (18) 岡本愛祐関係文書第一部6―20。

- (19) 『自昭和十年至同十八年職員録臨時陵墓調査委員会』、宮内公文書館所蔵(六二四三三)。

史料編

凡例

適宜句点を補った。但し、原史料にある句点については、「、」とした。字体は原史料に忠実であることを旨とした。従って、同じ史料の中で同じ字であっても、原史料がそうであれば、異なる字体の場合がある。

史料一 「答申案①」

極秘^秘

曩ニ審議ヲ命セラレタル諮問第一號長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤノ件ニ付イテハ、黑板辻芝荻野西田

龍各委員ヲ以テ小委員會ヲ組織シ銳意調査ニ努ムルト共ニ委員長各委員ハ實地ニ就キテ調査シ、更ニ一昨年以來全力ヲ本件ニ集中シテ全員之カ調査審議ニ専心シ之カ爲ニ小委員會及總會ヲ重ヌルコト前後三十數回ニ及ヘリ、其間マツ別紙乙記載ノ如ク調査方針ヲ決定シ、之ニ基キテ或ハ各委員之カ調査ニ當リ又別ニ囑託ヲ置キ杜寺諸家等ノ方面ニ亘リテ資料ヲ蒐集シ以テ調査ノ周到ヲ期シタリ、而シテ其調査ノ結果長慶天皇ノ御動靜ヲ視ヒ奉ルヘキ地域ハ大ニ限局セラル、依テ住吉行宮趾天野行宮趾築山行宮趾觀心寺及嵯峨慶壽院趾ノ中ニ就キテ更ニ全員慎重ニ審議ヲ重ネタル結果、長慶天皇ハ嵯峨慶壽院ニ於テ崩御コ、ニ葬リ奉リタルモノト認メラレ、且同所ハ長慶天皇ノ皇子憲明王海門承朝御止住ノ場所ニシテ長慶天皇ノ御菩提ノ所ト認メラル、ニ由リ、右慶壽院趾ヲ陵所ト定メラレ以テ長慶天皇ノ御皇靈ヲ安ンシ奉リ國民ノ崇敬ノ場所ト定メラル、ヲ適當ナリト認メ、茲ニ理由書^{別紙}相具シ及答申候也

年 月 日

委員長

宮内大臣

理由書

謹ンテ按スルニ、長慶天皇御名ハ寛成第九十七代後村上天皇ノ皇子ニマシマシ御村上天皇ノ御後ヲ受ケサセラレテ大統ヲ継キ給ヒ御禪讓ノ後太上天皇ノ尊號ヲ受ケサセ給ヘリ、シカルニ御晩年ノ御事蹟ヲ傳フルモノ甚タ稀ナルノミナラス、既ニ元中八年ノ頃九州ノ宮方ノ間ニ於テモ天皇ノ御動靜詳カナラサル有様ニシテ、崩御ニ就キテモ末書ヲ除ケハ之ヲ傳フルモノ纔ニ大乘院日記目錄應永元年ノ條ニ八月一日崩御ノ記事ヲ發見スルニ過キササルナリ

大乘院日記目錄ハ奈良興福寺大乘院ノ日記其他ノ記錄類ノ中ヨリ其要ヲ採リ輯メタルモノニシテ、其所傳ハ他ノ確實ナル史料ノ之ト抵觸スルモノアラサル限り之ニ信ヲ措キテ可ナリト認メラル、固ヨリ同書ニハ記事ノ紛乱混

湊ノ指摘シ得ル所アリト雖、長慶天皇ノ崩御ニ関スル記事ニ於テハ其錯雜ヲ指摘スヘキモノナキノミナラス、其記事ハ長慶天皇カ元中六年正月仙洞トシテ在セシコトヲ傳フル耕雲千首奥書及長慶天皇カ應永三年二月十七日以前ニ崩御アラセラレタルコトヲ傳フル仙源抄奥書ト抵觸スル所ナシ、依テ大乘院日記目錄應永元年ノ條ニ「八月一日、大覺寺法皇崩^マ、^マ五十號長慶院」トアルニ據リテ、長慶天皇ノ崩御ハ應永元年八月一日ナリト認ムルヘキモノトス

而シテ長慶天皇崩御ノ御場所ハ前引日記目錄ニ「大覺寺法皇崩」トアルニ據リテ洛西嵯峨ナリト認メラル、蓋シ右ノ大乘院日記目錄ノ文ハ、南山ヨリ還御アラセラレタル天皇カ嵯峨大覺寺ニ入御アラセラレタル事實ヲ記憶ニ存セル筆者カ長慶天皇崩御ノコトヲ傳聞シ、長慶院法皇崩ト書クヘキ所ヲ「大覺寺法皇崩」ト書キ留メタル記錄ニ據リタルモノト解スヘク、長慶天皇カ嵯峨ノ地ヲ遠ク離レタル所ニテ崩御アラセラレシナラハ之ヲ大覺寺法皇ト書キ付ケル理アラサルニ由リ、コ、ニ長慶天皇ノ崩御ヲ「大覺寺法皇崩」ト記シ奉リタルハ長慶天皇カ嵯峨ニ於テ崩御アラセラレタルコトヲ傳フルモノト謂フヘシ、而シテ嵯峨ニ於ケル崩御ノ御場所ハ大乘院日記目錄ニ「大覺寺法皇崩」トアルヲ以テ大覺寺ナリトモ解セラル、モ、御稱謂ヨリ考フレハ天龍寺塔頭慶壽院ナリト推測セラル、建内記嘉吉三年五月九日皇子海門薨去ノ條及旧富岡本新葉和歌集應永三十二年師成親王ノ御奥書ニ慶壽院又ハ慶壽院法皇トアリテ、長慶天皇ヲ慶壽院法皇ト記シ奉ルハ天皇カ慶壽院ニ在セシコトヲ証スルモノト云フヘク、シカレハ長慶天皇ハ此院ニ於テ崩御アラセラレタリト申スヘキナリ、慶壽院ハ天龍寺所藏應永三十三年書寫ノ應永鈞命繪圖ニ見エ長慶天皇皇子海門御止住ノ寺院ナリシコト看聞御記蔭涼軒目錄建内記ニ明ニシテ、海門カ同院ニ於テ御父天皇ノ御菩提ヲ訪ヒ奉リシコトハ推測シ易キ所ナルカ、建内記嘉吉三年五月九日ノ條ニ「可退鹿苑之由懇望之處、不可依所勞之由、管領計申之、然危急今日向嵯峨慶壽院即入滅云々」トアリテ海門カ御病危篤ニ及ヒ態々慶壽院ニ向ハレ同院ニ於テ薨去アリタルコトモ、長慶天皇カ此院ニ在シ此院ニ於テ崩御アラセラレタリト解シテ初メテ理解シ得ヘシ

長慶天皇カ慶壽院ニ於テ崩御アラセラレタリトスレハ、志玄王ヲ慈濟院ニ葬リ奉リ普明國師ノ塔ヲ鹿王院ニ建テタル等ノ例ヨリ推シ、又海門薨去ノ際ノ御模様ヨリ察スルニ、長慶天皇奉葬ノ御場所ハ崩御ノ御場所タル慶壽院ノ内ナリト認メ奉ル

或ハ、長慶天皇御入洛アリ而シテ京洛ニ近キ所ニ於テ崩御アリタリトスレハ之ニ関スル記録ノ傳ハラサルコトナシ、シカルニ斯ノ如キ史料ナキヲ以テ奉葬ノ地ハ嵯峨ニ求ムヘキニアラスト云フ者アルヘシ、シカレトモ上掲大乘院日記目錄ノ記事ノ存スル以上ハ長慶天皇カ御入洛アラセラレタル事實及洛西ノ地ニ於テ崩御アラセラレタル事實ヲ傳ヘタル史料ナシト云フヘカラス、ノミナラス長慶天皇ノ皇子ニシテ其御事歴ノ徴シ得ラル、御方ハ、元中九年閏十月後龜山天皇御歸洛以前カ少クトモ其直後ニ御入洛アラセラレタリ、即チ皇子尊聖ハ滿濟准后日記正長二年二月二十五日ノ条ニ「勸修寺僧正轉大事今日勅許（勸修寺傳與大僧正）當年五十五歲、法臈卅九臈也」トアリ、又金剛頂無上正宗傳燈広録後編勸修寺大僧正尊聖傳ニ「入大僧正之室而出家」トアリテ元中八年勸修寺ニ於テ御出家アリタルニ由リ、其御入洛ハ之ヨリ更ニ早キモノト考ヘラル、又皇子行悟ハ吹上本帝王系圖挿紙ニ「円滿院明德三十二廿七入室御出家戒師定助僧正灌頂トアリ、三井寺灌頂脉譜ニ「行悟年廿二應永五―四―十四―一身阿―」トアリテ元中九年十二月三井寺円滿院ニ御入室アリタルニ由リ其入洛ハ是ヨリ早キコト勿論ナリ、皇子海門ニ就イテハ御入洛御出家ノ年次ヲ詳ニセサルモ康富記嘉吉三年五月十四日ノ條ニ「海門去十日曉入滅（七十餘云々）」トアリ、之二據リテ假ニ嘉吉三年御年七十歳ナリトシテ逆算スレハ元中九年ハ御年十九尊聖ハ十七歳行悟ハ十六歳ニシテ御出家アリタルコトヨリ推セハ海門ノ御入洛御出家ハ元中九年以前ナルヘシ、斯ノ如ク皇子方カ後龜山天皇御歸洛以前カ少クトモ其直後ニ御入洛アリタルコトハ、長慶天皇カ御入洛アラセラレタルコトヲ傳フル大乘院日記目錄ノ記事ノ旁證トナルヘシ

吹上本帝王系圖挿紙ニ「寛成明德元御合躰（マ）○下略」トアリ、明德元ハ明德三（元中九年）ノ誤寫ナレトモ所謂元中九年ノ御講和ノコトヲ長慶天皇ノ條ニ係ケタルハ直ニ之ヲ誤謬ナリトシテ排シ去ルヲ得サル感アリ、之或ハ元中御講和ノ

コトカ當時仙洞ニマシタル長慶天皇ヲ中心トシ奉リテ運ハレタルコトヲ語ルモノニアラサルカ、而シテ長慶上皇カ親ヲ中心トナリ給ヒテ元中御講和ノ事ヲ進メラレ、一方ニ於テハ其前後ニ皇子方ヲ入洛セシメラレタルコトヲ合セ考フレハ、長慶上皇モ亦元中御講和以前既ニ御入洛アラセラレタリト推測シ奉ルコトハ不合理ニアラス、元中八年ノ後征西將軍宮御書狀ト認メラル、五條文書ニ「仙洞并李部大王之御在所等殊承度候」トアリ、元中八年仙洞即チ長慶上皇ノ御在所カ官方ニモ詳ナラサリシコトハ長慶天皇カ當時既ニ官方ノ勢力圏外ニ在シタルカ故ナリト解セラレ、亦以テ上述ノ推測ヲ助クヘシ、又伏見宮御記録南山御出次第二據ルニ、後龜山天皇カ神器ヲ奉シ三宮及福御所ヲ隨ヘサセラレテ京都ニ還幸ノ際長慶上皇カ御同列ニテアラサルコトモ長慶上皇カ元中御講和以前ニ御入洛アラセラレタルコトヲ推測セシムルモノナリ、蓋シ皇子方ヲ入洛セシメラレタル御態度ヨリ忖度シ奉リ長慶上皇御入洛ノ時期ヲ推測スレハ、後龜山天皇ト御同列ニアラストスレハ元中御講和以前御入洛アラセラレタリト推測シ奉ルナリ、乃チ之ニ由リテ長慶天皇御入洛ナシトスル説ノ穩當ナラサルコトヲ證スルニ足ルヘシ以上論証スル所ニ據リ、京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町所在慶壽院趾ヲ長慶天皇ノ陵所ト認メ奉リ、之カ御治定ヲ仰クヘキモノト認ム

史料二「答申案②」

極秘 ③ 第貳

曩ニ審議ヲ命セラレタル諮問第一號長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤノ件ニ付イテハ、黑板辻芝荻野西田龍各委員ヲ以テ小委員會ヲ組織シ銳意調査ニ努ムルト共ニ委員長各委員ハ實地ニ就キテ調査シ、更ニ一昨年以來全力ヲ本件ニ集中シテ全員之カ調査審議ニ専心シ之カ爲ニ小委員會及總會ヲ重ヌルコト前後三十數回ニ及ヘリ、其間マツ別紙乙記載ノ如ク調査方針ヲ決定シ、之ニ基キテ或ハ各委員之カ調査ニ當リ又別ニ囑託ヲ置キ社寺諸家等ノ方面ニ亘リテ資料ヲ蒐集シ以テ調査ノ周到ヲ期シタリ、而シテ其調査ノ結果長慶天皇ノ御動靜ヲ視ヒ奉ルヘ

キ地域ハ大ニ限局セラル、依テ住吉行宮趾天野行宮趾築山行宮趾觀心寺及嵯峨慶壽院趾ノ中ニ就キテ更ニ全員慎重ニ審議ヲ重ネタル結果、長慶天皇ハ嵯峨慶壽院ニ於テ崩御コ、ニ葬リ奉リタルモノト認メラレ、且同所ハ長慶天皇ノ皇子憲明王海門承朝御止住ノ場所ニシテ長慶天皇ノ御菩提ノ所ト認メラル、ニ由リ、右慶壽院趾ヲ陵所ト定メラレ以テ長慶天皇ノ御皇靈ヲ安ンシ奉リ國民ノ崇敬ノ場所ト定メラル、ヲ適當ナリト認メ、茲ニ理由書^{別紙}相具シ及答申申候也

年 月 日

委員長

宮内大臣

理由書

謹ンテ按スルニ、長慶天皇御名ハ寛成第九十七代後村上天皇ノ皇子ニマシマシ後村上天皇ノ御後ヲ受ケサセラレテ大統ヲ継キ給ヒ御禪讓ノ後太上天皇ノ尊號ヲ受ケサセ給ヘリ、シカルニ御晩年ノ御事蹟ヲ傳フルモノ甚々稀ナルノミナラス、既ニ元中八年ノ頃九州ノ宮方ノ間ニ於テモ天皇ノ御動靜詳カナラサル有様ニシテ、崩御ニ就キテモ末書ヲ除ケハ之ヲ傳フルモノ纔ニ大乘院日記目錄應永元年ノ條ニ「八月一日大覺寺法皇崩五十二號長慶院」ノ記事ヲ發見スルニ過キサリナリ

大乘院日記目錄ハ奈良興福寺大乘院ノ日記其他ノ記録類ノ中ヨリ其要ヲ採リ輯メタルモノニシテ、其記事ハ他ノ確實ナル史料ノ之ト抵觸スルモノアラサル限り之ニ信ヲ措キテ可ナルモノナリ、固ヨリ同書ニハ記載ノ誤謬錯雜ナキニアラスト雖、長慶天皇ノ崩御ニ関スル記載ニ於テハ其錯誤ヲ指摘スヘキモノナク、其記事ハ長慶天皇カ元中六年正月仙洞トシテ在セシコトヲ證スル耕雲千首奥書及長慶天皇カ應永三年二月十七日以前ニ崩御アラセラレタルコトヲ明示セル仙源抄奥書ト抵觸スル所ナシ、加之當時大覺寺ニハ後龜山上皇御座アリシト雖法皇ニマシマ

サス、且其崩御ハ應永三十一年四月廿日ナルヲ以テ應永元年八月一日崩御ノ法皇カ後龜山天皇ニアラサルコトハ明白ニシテ、コ、ニ大覺寺法皇ト指稱シ奉ル御方ハ長慶天皇ヲ措キ奉リテマタ他ニ指シ奉ルヘキ御方ナシ、依テ大乘院日記目錄ノ記載ニ據リテ長慶天皇ノ崩御ハ應永元年八月一日ナリト認ムヘキモノトス

而シテ長慶天皇崩御ノ御場所ハ大乘院日記目錄ニ「大覺寺法皇崩」トアルニ據リテ洛西嵯峨ナリト認メラル、蓋シ大覺寺法皇トハ嵯峨大覺寺ニ御座ノ法皇ノ謂ニシテ、長慶天皇カ嵯峨ノ地ヲ遠ク離レタル所ニテ崩御アラセラレシナラハ大乘院日記目錄ニ「大覺寺法皇崩」トアルヘキ理ナキニ由リ、コ、ニ長慶天皇ノ崩御ヲ「大覺寺法皇崩」ト記シ奉リタルハ長慶天皇カ嵯峨ニ於テ崩御アラセラレタルコトヲ傳フルモノト謂フヘシ註、サテ嵯峨ニ於ケル崩御ノ御場所ヲ尋ヌルニ、大乘院日記目錄ニ「大覺寺法皇崩」トアルヲ以テ大覺寺ナリトモ解セラルルモ、コノ記載ハ南山ヨリ還御アラセラレタル天皇カ嵯峨大覺寺ニ入御アラセラレタル事實ヲ記憶ニ存セシ者或ハ長慶天皇モ初メ大覺寺ニ在セシコトノミヲ知りテ後ニ他ニ移御アラセラレタルコトヲ知ラサル者カ長慶天皇崩御ノコトヲ傳聞シ、長慶院法皇崩ト記シ奉ルヘキ所ヲ「大覺寺法皇崩」ト書留メタル記錄ニ據リタルモノト解セラレ、長慶天皇ヲ慶壽院法皇トモ稱シ奉レルコトヨリ考レハ崩御ノ御場所ハ天龍寺塔頭慶壽院ナリト推測セラル、即チ建内記嘉吉三年五月九日皇子海門薨去ノ條及舊富岡本新葉和歌集應永三十二年師成親王ノ御輿書ニ慶壽院又ハ慶壽院法皇トアリテ長慶天皇ヲ慶壽院法皇ト記シ奉ルハ天皇カ慶壽院ニ在セシコトヲ證スルモノト云フヘク、又慶壽院ナル寺院名モ鳥羽天皇ノ安樂壽院後嵯峨天皇ノ壽量院○前田本増鏡作無皇壽院等ノ例ヨリ推シテ同院ヲ以テ御終焉ノ所ト定メ給ヒシカ故ニ附セラレタル名ナリト推測シ奉リ得ヘク、シカレハ長慶天皇ハ御在所タリシ此院ニ於テ崩御アレセラレタリト申ヘキナリ、慶壽院ハ天龍寺所藏應永三十三年書寫ノ應永鈞命繪圖ニ見エ長慶天皇皇子海門御止住ノ寺院ナリシコト看聞御記蔭涼軒日錄建内記ニ明ニシテ海門カ同院ニ於テ御父天皇ノ御菩提ヲ訪ヒ奉リシコトハ推測シ易キ所ナルカ、建内記嘉吉三年五月九日ノ條ニ「可退鹿苑之由懇望之處、不可依所勞之由、管領計申之、然危急今日向嵯峨慶壽院即入滅云々」トアリテ海門カ御病危篤ニ及ヒ態々慶壽院ニ向ハレ同院ニ於テ薨去アリタ

ルコトモ、嘗ニ兼ネテ御止住ノ寺院愛好ノ御心情ノミニ因ルモノニアラサルヘク慶壽院カ長慶天皇ノ御在所タリ且崩御アラセラレタル所トシテ御縁故特ニ深キ場所ナリト解シテ初メテ理解シ得ヘシ

長慶天皇カ慶壽院ニ於テ崩御アラセラレタリトスレハ、海門ヲ慶壽院ニ志玄王ヲ慈濟院ニ葬リ奉リ普明國師ノ塔ヲ鹿王院ニ建テタル等ノ例ヨリ推シ又海門薨去ノ際ノ御模様ヨリ察スルニ、長慶天皇奉葬ノ御場所ハ崩御ノ御場所タル慶壽院ノ内ナリト認メ奉ル

以上論證スル所ニ據リ京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町所在慶壽院趾ヲ長慶天皇ノ陵所ト認メ奉リ、之カ御治定ヲ仰キ然ルヘキモノト認ム

註

長慶天皇カ御入洛アラセラレタルコトハ大乘院日記目錄ノ記事ニ據リテ明ナルトコロナルカ、長慶天皇ノ皇子ニシテ其御事歴ノ徴シ得ラルル御方ノ御動靜モ亦其事實ヲ察セシム、即チ皇子尊聖ハ滿濟准后日記正長二年二月二十五日ノ條ニ「勸修寺僧正轉大事今日勅許（當年中觀釋尊聖大略）當年五十五歲、法臈卅九臈也」トアリ、又金剛頂無上正宗傳燈廣錄後編勸修寺大僧正尊聖傳ニ「入大僧正之室而出家」トアリテ元中八年勸修寺ニ於テ御出家アリタルニ由リ其御入洛ハ之ヨリ更ニ早キモノト考ヘラル、又皇子行悟ハ吹上本帝王系圖挿紙ニ「円滿院明德三十二廿七入室御出家戒師定助僧正灌頂」トアリ、三井寺灌頂脉譜ニ「行悟（年廿七）應永五十四（日）一身阿（爾梨口）」トアリテ元中九年十二月三井寺円滿院ニ御入室アリタルニ由リ其入洛ハ是ヨリ早キコト勿論ナリ、皇子海門ニ就イテハ御入洛御出家ノ年次ヲ詳ニセサルモ康富記嘉吉三年五月十四日ノ條ニ「海門去十日晚入滅（七十餘）」トアリ、之ニ據リテ假ニ嘉吉三年御年七十歳トシテ逆算スレハ元中九年ハ御年十九尊聖ハ十七歳行悟ハ十六歳ニシテ御出家アリタルコトヨリ推セハ海門ノ御入洛御出家ハ元中九年以前ナルヘシ、斯ノ如ク皇子方カ後龜山天皇御歸洛以前カ少クトモ其直後ニ御入洛アリタルコトハ長慶天皇カ御入洛アラセラレタルコトヲ傳フル大乘院日記目錄ノ記事ノ旁證トナルヘシ

史料三「答申案③」

極秘 ③案 第參

曩ニ審議ヲ命セラレタル諮問第一號長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤノ件ニ付イテハ、黒板辻芝荻野西田龍各委員ヲ以テ小委員會ヲ組織シ銳意調査ニ努ムルト共ニ委員長各委員ハ實地ニ就キテ調査シ、更ニ一昨年以來全力ヲ本件ニ集中シテ全員之カ調査審議ニ専心シ之カ爲ニ小委員會及總會ヲ重ヌルコト前後三十數回ニ及ヘリ、其間マツ別紙乙記載ノ如ク調査方針ヲ決定シ、之ニ基キテ或ハ各委員之カ調査ニ當リ又別ニ囑託ヲ置キ社寺諸家等ノ方面ニ亘リテ資料ヲ蒐集シ以テ調査ノ周到ヲ期シタリ、而シテ其調査ノ結果長慶天皇ノ御動靜ヲ視ヒ奉ルヘキ地域ハ大ニ限局セラル、依テ住吉行宮陞天野行宮陞榮山行宮陞觀心寺及嵯峨慶壽院陞ノ中ニ就キテ更ニ全員慎重ニ審議ヲ重ネタル結果、長慶天皇ハ嵯峨大覺寺ニ於テ崩御慶壽院ニ葬リ奉リタルモノト認メラレ、且慶壽院ハ長慶天皇ノ皇子憲明王海門承朝御止住ノ場所ニシテ長慶天皇ノ御菩提ノ所ト認メラル、ニ由リ、右慶壽院陞ヲ陵所ト定メラレ以テ長慶天皇ノ御皇靈ヲ安ンシ奉リ國民ノ崇敬ノ場所ト定メラル、ヲ適當ナリト認メ、茲ニ理由書^{別紙}相具シ及答申申候也

年 月 日

委員長

宮内大臣

理由書

謹ンテ按スルニ、長慶天皇御名ハ寛成第九十七代後村上天皇ノ皇子ニマシマシ後村上天皇ノ御後ヲ受ケサセラレテ大統ヲ継ギ給ヒ御禪讓ノ後太上天皇ノ尊號ヲ受ケサセ給ヘリ、シカルニ御晩年ノ御事蹟ヲ傳フルモノ甚タ稀ナ

ルノミナラス、既二元中八年ノ頃九州ノ宮方ノ間ニ於テモ天皇ノ御動靜詳カナラサル有様ニシテ、崩御ニ就キテモ末書ヲ除ケハ之ヲ傳フルモノ纔ニ大乘院日記目錄應永元年ノ條ニ「八月一日大覺寺法皇崩五十二號長慶院」ノ記事ヲ發見スルニ過キサリナリ

大乘院日記目錄ハ奈良興福寺大乘院ノ日記其他ノ記錄類ノ中ヨリ其要ヲ採リ輯メタルモノニシテ其記事ハ他ノ確實ナル史料ノ之ト抵觸スルモノアラサル限リ之ニ信ヲ措キテ可ナルモノナリ、固ヨリ同書ニハ記載ノ誤謬錯雜ナキニアラスト雖長慶天皇ノ崩御ニ関スル記載ニ於テハ其錯誤ヲ指摘スヘキモノナク、其記事ハ長慶天皇カ元中六年正月仙洞トシテ在セシコトヲ證スル耕雲千首輿書及長慶天皇カ應永三年二月十七日以前ニ崩御アラセラレタルコトヲ明示セル仙源抄輿書ト抵觸スル所ナシ、加之當時大覺寺ニハ後龜山上皇御座アリシト雖法皇ニマシマサス、且其崩御ハ應永三十一年四月^上廿日ナルヲ以テ應永元年八月一日崩御ノ法皇カ後龜山天皇ニアラサルコトハ明白ニシテコ、ニ大覺寺法皇ト指稱シ奉ル御方ハ長慶天皇ヲ措キ奉リテマク他ニ指シ奉ルヘキ御方ナシ、依テ大乘院日記目錄ノ記載ニ據リテ長慶天皇ノ崩御ハ應永元年八月一日ナリト認ムヘキモノトス

而シテ大乘院日記目錄ニ「大覺寺法皇崩」トアリ、大覺寺法皇トハ大覺寺ニ御座ノ法皇ノ謂ナルニ依リ長慶天皇ハ洛西嵯峨大覺寺ニ於テ崩御アラセラレタリト認メラル註、サテ龜山天皇ヲ初メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後龜山天皇ハ嵯峨ニ於テ崩御アラセラレ御陵モ嵯峨ニ營建セラレタルコトヨリ推シテ、等シク龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレ嵯峨ノ地ニ崩御アラセラレタル長慶天皇ノ御陵モ亦嵯峨ニ營マルルハ最モ自然ノコトニシテ、長慶天皇ヲ慶壽院又ハ慶壽院法皇トモ申シ上ケシコトヨリ考フレハ御陵ハ嵯峨天龍寺塔頭慶壽院ノ内ニ營マレタルモノト考ヘラル、蓋シ慶壽院ナル御稱謂ハ御諡號ト認メ難ク御在所又ハ陵所ノ名称ニ據ル御稱謂ト認ムヘク、而シテ長慶天皇崩御ノ御場所ハ大覺寺ナルニ由リ慶壽院ナル御稱謂ハ御陵所在寺院ノ名称ニ據ルモノト考フルノ他ナシ、思フニ長慶天皇ハ大覺寺ニ在セシカ別ニ御終焉ノ所トシテ慶壽院ヲ營ミ給ヒシカ、未タ落慶ヲ見ルニ至ラスシテ崩御アラセラレ御陵ハ御遺志ヲ奉シテ慶壽院ニ營マレタルモノナルヘシ、又慶壽院ナル寺院

ハ長慶天皇ヲ「長慶院」「長慶院法皇」「慶壽院」「慶壽院法皇」「長慶壽院」「增長慶壽院法皇」ト称シ奉レルコトヨリ考フルニ正シクハ長慶壽院ト称シ略シテ之ヲ慶壽院ト呼ヒシモノナルヘク、其名称モ鳥羽天皇ノ安樂壽院後嵯峨天皇ノ壽量院一作無量壽院等ノ例ヨリ推シテ同院ヲ以テ御終焉ノ所ト定メ給ヒシカ故ニ附セラレタルモノト推測セラル、而シテ慶壽院ハ天龍寺所藏應永三十三年書寫ノ應永鈞命繪圖ニ見エ長慶天皇皇子海門御止住ノ寺院ナリシコト看聞御記蔭涼軒日録建内記ニ明ニシテ海門カ同院ニ於テ御父天皇ノ御菩提ヲ訪ヒ奉リシコトハ推測シ易キ所ナルカ、建内記嘉吉三年五月九日ノ條ニ「可退鹿苑之由懇望之處、不可依所勞之由、管領計申之、然危急今日向嵯峨慶壽院即入滅云々」トアリテ海門カ御病危篤ニ及ヒ態々慶壽院ニ向ハレ同院ニ於テ薨去アリタルコトモ、菅ニ兼ネテ御止住ノ寺院愛好ノ御心情ノミニ因ルモノニアラサルヘク、慶壽院カ長慶天皇御終焉ノ地トシテ營マレタル所トシ且ツ御陵ヲ置カレタル所トシテ御縁故特ニ深キ場所ナリシカ故ナリト解セラル

以上論證スル所ニ據リ京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町所在慶壽院趾ヲ長慶天皇ノ陵所ト認メ奉リ、之カ御治定ヲ仰キ然ルヘキモノト認ム

註

長慶天皇カ御入洛アラセラレタルコトハ大乘院日記目錄ノ記事ニ據リテ明ナルトコロナルカ、長慶天皇ノ皇子ニシテ其御事歴ノ徴シ得ラルル御方ノ御動靜モ亦其事實ヲ察セシム、即チ皇子尊聖ハ滿濟准后日記正長二年二月二十五日ノ條ニ「勸修寺僧正轉大事今日勅許○中當年五十五歲、法騰卅九騰也」トアリ、又金剛頂無上正宗傳燈廣錄後編勸修寺大僧正尊聖傳ニ「入大僧正之室而出家」トアリテ元中八年勸修寺ニ於テ御出家アリタルニ由リ其御入洛ハ之ヨリ更ニ早キモノト考ヘラル、又皇子行悟ハ吹上本帝王系図挿紙ニ「円滿院明德三十二廿七入室御出家戒師定助僧正灌頂」トアリ、三井寺灌頂脉譜ニ「行悟年廿二應永五一四一身阿」トアリテ元中九年十二月三井寺円滿院ニ御入室アリタルニ由リ其入洛ハ是ヨリ早キコト勿論ナリ、皇子海門ニ就イテハ御入洛御出家ノ年次ヲ詳ニセサルモ康富記嘉吉三年五月十四日ノ條ニ「海門去十日曉入滅七十餘」トアリ、

之二據リテ假ニ嘉吉三年御年七十歳トシテ逆算スレハ元中九年ハ御年十九尊聖ハ十七歳行悟ハ十六歳ニシテ御出家アリタルコトヨリ推セハ海門ノ御入洛御出家ハ元中九年以前ナルヘシ、斯ノ如ク皇子方カ後龜山天皇御歸洛以前カ少クトモ其直後ニ御入洛アリタルコトハ長慶天皇カ御入洛アラセラレタルコトヲ傳フル大乘院日記目錄ノ記事ノ旁證トナルヘシ

史料四「答申案④」

極秘 ④ 第四

曩ニ審議ヲ命セラレタル諮問第一號長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤノ件ニ付イテハ、黒板辻芝荻野西田龍各委員ヲ以テ小委員會ヲ組織シ銳意調査ニ努ムルト共ニ委員長各委員ハ實地ニ就キテ調査シ、更ニ一昨年以來全力ヲ本件ニ集中シテ全員之カ調査審議ニ専心シ之カ爲ニ小委員會及總會ヲ重ヌルコト前後三十數回ニ及ヘリ、其間マツ別紙乙記載ノ如ク調査方針ヲ決定シ、之ニ基キテ或ハ各委員之カ調査ニ當リ又別ニ囑託ヲ置キ社寺諸家等ノ方面ニ亘リテ資料ヲ蒐集シ以テ調査ノ周到ヲ期シタリ、而シテ其調査ノ結果長慶天皇ノ御動靜ヲ視ヒ奉ルヘキ地域ハ大ニ限局セラル、依テ住吉行宮趾天野行宮趾榮山行宮趾觀心寺及嵯峨慶壽院趾ノ中ニ就キテ更ニ全員慎重ニ審議ヲ重ネタル結果、長慶天皇ヲ一ニ慶壽院法皇ト申シ上クル御由緒ノ点等ヨリ推考スルニ天皇ハ嵯峨慶壽院ニ於テ崩御コ、ニ葬リ奉リタルモノト認メ得ラルヘク、且同所ハ長慶天皇ノ皇子憲明王海門承朝御止住ノ場所ニシテ長慶天皇ノ御菩提ヲ訪ヒ奉リシ所ト認メラル、ニ由リ、右慶壽院趾ヲ陵所ト定メラレ以テ長慶天皇ノ御皇靈ヲ安シ奉リ國民ノ崇敬ノ場所ト定メラレル、ヲ適當ナリト認メ茲ニ理由書^{別紙}相具シ及答申申候也

年 月 日

宮内大臣

委員長

理由書

謹ンテ按スルニ、長慶天皇御名ハ寛成第九十七代後村上天皇ノ皇子ニマシマシ後村上天皇ノ御後ヲ受ケサセラレテ大統ヲ継キ給ヒ御禪讓ノ後太上天皇ノ尊號ヲ受ケサセ給ヘリ、シカルニ御晩年ノ御事蹟ヲ傳フルモノ甚タ稀少ナルノミナラス、既ニ元中八年ノ頃九州官方ノ間ニ於テモ天皇ノ御動靜詳カナラサル有様ニシテ、崩御ニ就キテモ之ヲ傳フルモノ纔ニ大乘院日記目錄應永元年ノ條ニ「八月一日大覺寺法皇崩五十二號長慶院」ノ記事ヲ發見スルニ過キス、又御陵ニ関シテハ徵證スルニ足ルヘキ資料今ニ發見セラルルニ至ラサルナリ

然レトモ大乘院日記目錄所傳ノ崩御ノ記事ハ一應之ヲ採ルヲ以テ穩當トスヘク、其「大覺寺法皇崩」ノ記載ハ之ヲ以テ長慶天皇カ洛西嵯峨ニ移御アラセラレ同地ニ於テ崩御アラセラレタリトナスハ未タ確實ナリトハ云ヒ難シト雖、大覺寺法皇トハ大覺寺ニ御座ノ法皇ノ謂ナリトセハ之ニ據リテ長慶天皇カ嵯峨ニ於テ崩御アラセラレタルナラントノ推考モ成立セサルニアラス、大乘院日記目錄ニ天皇ヲ大覺寺法皇ト記シ奉リ後龜山天皇カ大覺寺殿ト申サレ給ヒシコトト混同シタリトスレハ、斯ノ如キ混同モ長慶天皇カ洛西ニ在シタルニ因リテ生シタルモノト見ルヲ得ヘシ、又旧富岡本新葉和歌集ニ載セラレタル師成親王ノ應永三十二年ノ御奥書ニ長慶天皇ヲ慶壽院法皇ト申サレタルハ天皇ト慶壽院トノ緊密ナル關係アリシコトヲ示セルモノニシテ、當時ハ御在所ヲ以テ称シ奉ル例多ク慶壽院法皇ノ御称謂ヨリシテ天皇カ慶壽院ニ在シタルコトハ推シ得ル所ナリ、而シテ慶壽院ハ天皇ノ皇子海門承朝カ止住シ且ツ薨去セラレタル嵯峨天龍寺ノ塔頭ナルコト明確ニシテ天皇ヲ大覺寺法皇ト申シ慶壽院法皇ト指称シ奉リシコトヲ併セ考フレハ天皇ハコノ慶壽院ニ崩御アラセラレタリト云フヲ得ヘシ、同院ハ長慶天皇ヲ「長慶院」「長慶院法皇」「慶壽院」「增長慶壽院」ト称シ奉レルコトヨリ考フルニ正シクハ長慶壽院ト称シ略シテ之ヲ慶壽院ト呼ビシモノナルヘク、其名称モ鳥羽天皇ノ安樂壽院後嵯峨天皇ノ壽量院一作無量壽院等ノ例ヨリ推シテ同院ヲ長慶天皇カ御終焉ノ所ト定メ給ヒシカ故ニ附セラレタルモノト推測シ得ルコトモ亦以上ノ推考ヲ助クルモ

ノノ如シ

天皇崩御ノ御場所ニ就キテ右ノ如ク推考シ得ルトスレハ、龜山天皇ヲ初メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後龜山天皇カ嵯峨ニ於テ崩御アラセラレ御陵モ同所ニ營建セラレタルコトヨリ推シテ、等シク龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレ嵯峨ノ地ニ崩御アラセラレタル長慶天皇ノ御陵モ亦コノ地ニ營マルルハ最モ自然ノコトナリ、又志玄王ヲ慈濟院ニ塔シ普明國師ノ塔ヲ鹿王院ニ建テ承朝ヲ慶壽院ニ斂メ奉リシコト等當時ノ例ヨリ見テ、天皇ノ御陵カ崩御ノ御場所タル慶壽院ノ内ニ營マレタルコトモ推測シ得ラレ、承朝ハ同院ニ於テ御父天皇ノ御菩提ヲ訪ヒ奉リシ如ク拝察セラル

右ニ依リ京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町所在慶壽院趾ヲ長慶天皇ノ陵所ト認メ奉リ、之カ御治定ヲ仰クヘキモノト認ム

史料五「答申案⑤」

極秘 (第五案)

曩ニ審議ヲ命セラレタル諮問第一號長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤノ件ニ付イテハ、黑板辻芝荻野西田龍各委員ヲ以テ小委員會ヲ組織シ銳意調査ニ努ムルト共ニ委員長各委員ハ實地ニ就キテモ調査ヲ進メ、更ニ一昨年以來全力ヲ本件ニ集中シテ全員之カ調査審議ニ専心シ之カ爲ニ小委員會及總會ヲ重ヌルコト前後三十數回ニ及ヘリ、其間マツ別紙乙記載ノ如ク調査方針ヲ決定シ、之ニ基キテ或ハ各委員之カ調査ニ當リ又別ニ囑託ヲ置キキ寺諸家等ノ方面ニ亘リテ資料ヲ蒐集シ以テ調査ノ周到ヲ期シタリ、而シテ其調査ノ結果百箇所ヲ超ユル傳説地及推考地ハ採ルニ足ルヘキモノ極メテ少キコト明カトナリ、茲ニ長慶天皇ノ御動靜ヲ視ヒ奉ルヘキ地域ハ大ニ限局セラレタリ、依テ更ニ全員慎重ニ審議ヲ重ネタル結果、長慶天皇ハ嵯峨大覺寺ニ於テ崩御慶壽院ニ葬リ奉リタルモノト認メラルルニ由リ、右慶壽院趾ヲ陵所ト定メラルルヲ適當ナリト認メ、茲ニ理由書^{別紙}相具シ及答申候也

年 月 日

宮内大臣

委員長

(甲) 理由書

謹ンテ按スルニ、長慶天皇御名ハ寛成第九十七代後村上天皇ノ皇子ニマシマシ後村上天皇ノ御後ヲ受ケサセラレテ大統ヲ継キ給ヒ御禪讓ノ後太上天皇ノ尊號ヲ受ケサセ給ヘリ、シカルニ御晩年ノ御事蹟ヲ傳フルモノ甚タ稀ニシテ、崩御ニ就キテモ之ヲ傳フルモノ纔ニ大乘院日記目錄應永元年ノ條ニ「八月一日大覺寺法皇崩五十二號長慶院」ノ記事ヲ發見スルニ過キササルナリ

大乘院日記目錄ハ奈良興福寺大乘院ノ日記其他ノ記録類ノ中ヨリ其要ヲ採リ輯メタルモノニシテ、其記事ハ他ノ確實ナル史料ノ之ト抵觸スルモノナキ限り之ニ信ヲ措キテ可ナルモノナリ、固ヨリ同書ニハ記載ノ誤謬錯雜ナキニアラスト雖長慶天皇ノ崩御ニ関スル記載ニ於テハ其錯誤ヲ指摘スヘキモノナク、其記事ハ長慶天皇カ元中六年正月仙洞トシテ在セシコトヲ證スル耕雲千首奥書及長慶天皇カ應永三年二月十七日以前ニ崩御アラセラレタルコトヲ明示セル仙源抄奥書ト抵觸スル所ナシ、加之當時大覺寺ニハ後龜山上皇御座アリシト雖法皇ニマシマサス、且其崩御ハ應永三十一年四月十二日ナルヲ以テ應永元年八月一日崩御ノ法皇カ後龜山天皇ニアラサルコトハ明白ニシテ、コ、ニ大覺寺法皇ト指稱シ奉ル御方ハ長慶天皇ヲ措キ奉リテマタ他ニアラセラレス、乃チ大乘院日記目錄ノ記載ニ據リテ長慶天皇ノ崩御ハ應永元年八月一日ナリト認メ然ルヘキモノトス

而シテ右大乘院日記目錄ノ大覺寺法皇トハ大覺寺ニ御座ノ法皇ノ謂ナルニ依リ、長慶天皇ハ洛西嵯峨大覺寺ニ於テ崩御アラセラレタリト認メラル註一

サテ龜山天皇ヲ初メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇后龜山天皇カ嵯峨ニ於テ崩御アラセラレ御

陵モ嵯峨ニ營建セラレタルコトヨリ推スニ、等シク龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレ嵯峨ノ地ニ崩御アラセラレタル長慶天皇ノ御陵モ亦嵯峨ニ營マルルハ最モ自然ノコトテシテ、長慶天皇ヲ慶壽院又ハ慶壽院法皇トモ申シ上ケシコト建内記嘉吉三年五月九日ノ條及旧富岡本新葉和歌集應永三十二年師成親王ノ御輿書ニ見エ、コノ御稱謂ヨリ考フレハ御陵ハ嵯峨天龍寺塔頭慶壽院註ニノ内ニ營マレタルモノト考ヘラル、蓋シ慶壽院ナル御稱謂ハ御謚號ト認メ難ク御在所又ハ陵所ノ名称ニ據ル御稱謂ト認ムヘク、而シテ長慶天皇ノ御在所ハ大覺寺ナリト認メラルルニ由リ慶壽院ナル御稱謂ハ御陵所在寺院ノ名称ニ據ルモノト考フルノ他ナシ、慶壽院ハ天龍寺所藏應永三十三年書寫ノ應永鈞命繪圖ニ見エ長慶天皇皇子海門御止住ノ寺院ナリシコト看聞御記蔭涼軒日録建内記ニ明ニシテ、海門カ同院ニ止住セラレタルコトモ慶壽院カ御父長慶天皇ノ御陵ヲ置カレタル所トシテ御縁故特ニ深キ場所ナリシカ故ナリト解セラル

右ノ如ク慶壽院ハ長慶天皇奉葬ノ所ト考察セラルルヲ以テ、京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町所在慶壽院趾ヲ長慶天皇ノ陵所ト定メラルルヲ適當ナリト認ム

註一

長慶天皇カ御入洛アラセラレタルコトハ大乘院日記目錄ノ記事ニ據リテ認メラルル所ナルカ長慶天皇ノ皇子ニシテ其御事歴ノ徵シ得ラルル御方ノ御動靜モ亦其事實ヲ察セシム、即チ皇子尊聖ハ滿濟准后日記正長二年二月二十五日ノ條ニ「勸修寺僧正轉大事今日勅許(勸修寺略)○中當時五十五歲(勸修寺略)、法騰卅九騰也」トアリ、又金剛頂無上正宗傳燈廣錄後編勸修寺大僧正尊聖傳ニ「入大僧正之室(勸修寺略)而出家」トアリテ元中八年勸修寺ニ於テ御出家アリタルニ由リ其御入洛ハ之ヨリ更ニ早キモノト考ヘラル、又皇子行悟ハ吹上本帝王系圖挿紙ニ「円滿院明德三十二廿七入室御出家戒師定助僧正灌頂」トアリ、三井寺灌頂脉譜ニ「行悟(年廿二)應永五十四(月)一身阿(爾)——トアリテ元中九年十二月三井寺円滿院ニ御入室アリタルニ由リ其入洛ハ是ヨリ早キコト勿論ナリ、皇子海門ニ就イテハ御入洛御出家ノ年次ヲ詳ニセサルモ康富記嘉吉三年五月十四日ノ條ニ「海門去十日曉入

減^{七十餘}云々」トアリ、之ニ據リテ假ニ嘉吉三年御年七十歳トシテ逆算スレハ元中九年ハ御年十九尊聖ハ十七歳行
悟ハ十六歳ニシテ御出家アリタルコトヨリ推セハ海門ノ御入洛御出家ハ元中九年以前ナルヘシ、斯ノ如ク皇
子方カ後龜山天皇御歸洛以前カ少クトモ其直後ニ御入洛アリタルコトハ長慶天皇カ御入洛アラセラレタルコ
トヲ傳フル大乘院日記目錄ノ記事ノ旁證トナルヘシ

註二

慶壽院ハ、長慶天皇ヲ「長慶院」「長慶院殿」「長慶院法皇」「長慶院殿法皇」「慶壽院」「慶壽院法皇」「長慶
壽院」「增長慶壽院法皇」ト申シ上ケシコトヨリ考フルニ、正シクハ長慶壽院ト称シ略シテ慶壽院ト呼ヒ奉
リシモノナルヘシ

(乙)

長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針

一、長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓參考地及同陵ニ関スル上申地ニ就キテ検討調査シ報告書ヲ作
製スルコト

二、別ニ廣ク関係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト
関係資料ノ調査要項ハ概ネ次ノ如シ

(一)後醍醐天皇後村上天皇長慶天皇後龜山天皇等ト関係深キ地方ヲ文献ニ由リ調査スルコト

場合ニ依リテハ
実地調査ヲ行フ

(二)長慶天皇ノ御事蹟特ニ御聖德(御人格)ヲ調査スルコト

(註)武家ニ對スル御方針御感情等ヲ調査スルコト

(三)長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事蹟ヲ調査スルコト

(四)長慶天皇ノ側近者等ノ事歴ヲ調査スルコト

(五)所謂北朝ト関係アル事項ノ調査

史料六 「答申案⑥」

秘 答申案（龍委員私案）

曩ニ審議ヲ命セラレタル諮問第一號長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤノ件ニ付イテハ、黒板辻芝荻野西田龍各委員ヲ以テ小委員會ヲ組織シ銳意調査ニ努ムルト共ニ委員長各委員ハ實地ニ就キテモ調査ヲ進メ、更ニ一昨年以來全力ヲ本件ニ集中シテ全員之カ調査審議ニ専心シ之カ為ニ小委員會及總會ヲ重ヌルコト前後三十數回ニ及ヘリ、其間マツ別紙乙記載ノ如ク調査方針ヲ決定シ、之ニ基キテ或ハ各委員之カ調査ニ當リ又別ニ囑託ヲ置キ社寺諸家等ノ方面ニ亘リテ資料ヲ蒐集シ以テ調査ノ周到ヲ期シタリ、而シテ其調査ノ結果直接ニ御陵ニ関シテ徵證スヘキ資料ヲ發見スルニ至ラス、百箇所ヲ超ユル傳説地及推考地ハ採ルニ足ルヘキモノ極メテ少キコト明カトナレリ、茲ニ於テ其調査ハ天皇ノ御動靜御稱號ノ典據及ビ崩後ノ諸事情等ヲ考察スルノ外ナキコトナリ、依ツテ更ニ全員慎重ニ審議ヲ盡シタル結果、現下ニ於テハ京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町ノ慶壽院趾ニ陵所ヲ定メラルルヲ最モ妥當ナリト認メ奉レリ、但同所ハ天皇ノ御陵所タリシ明證ヲ缺クヲ以テ、御治定ヲ慎重ニナシ給フヘキト否トハモトヨリ忖度シ奉ルトコロニアラス、茲ニ理由書ヲ相具シ及答申候也

年 月 日

委員長

宮内大臣

理由書

謹テ按スルニ、長慶天皇ノ御事蹟ニ関シテハ畏クモ徵證スヘキ資料甚タ稀ニシテ、崩御ニ就キテハ纔ニ大乘院日記目錄應永元年ノ條ニ「八月一日大覺寺法皇崩五十二號長慶院」トノ記事ノ存スルニ過キスシテ、御陵ニ関シテ

ハ何等所傳ヲ發見スルニ至ラス、從ツテ御陵ノ調査ハ廣ク天皇ノ御動靜御稱號ノ典據及ヒ崩後ノ諸事情等ニ亘リテ考察スルノ外ハアラス

長慶天皇ノ御動靜ヲ伺ヒ奉ルニ、正平二十三年御踐祚ノ頃ニハ攝津住吉ニ御座アリシコト嘉喜門院集鴨脚本皇代記ニ、正平二十四年春ニハ大和吉野ニ御座アリシコト新葉和歌集ニ、建徳二年文中元年ニ亘リテハ河内天野山金剛寺ニ御座アリシコト、天口事書奥書嘉喜門院集ニ、同二年八月ニハ賊軍ノ侵犯ニ依リテ大和吉野ニ潛幸アラセラレシコト花營三代記ニ、文中二年冬ヨリ同三年冬天授二年ニハ吉野ニ御座アリシコト嘉喜門院集新葉和歌集ニ、天授五年ヨリ同六年弘和二年ヨリ三年ニハ大和榮山寺ニ御座アリシコト圖書寮本朱孟、同雲州往来、同台記、舟楫本中庸等ノ奥書新葉和歌集ニ依リテ徵證セラルルニ過ギスシテ、元中以降崩御ニ至ル迄ノ御座所ニ就テハ之ヲ明記セルモノナシ、然レトモコノ前後ニ於ケル列聖ノ御追號御稱號ノ典據カ其御座所タル宮殿菴室ニ存スル例ナルニ依リ、長慶天皇ノ御座所モ亦前記ノモノノ外ニ御稱號ヨリ推考シ奉ル途アリ

長慶天皇ノ御稱號ハ之ヲ要約スレハ長慶院慶壽院大覺寺法皇増長慶壽院及ヒ長慶壽院ノ五種トナル、其一長慶院ハ天皇ノ皇子海門承朝ノ御消息（觀心寺藏應永十四年四月十七日附）天皇ノ側近者花山院長親（法名畀雲）ノ記セル仙源抄奥書（群書類従本）及ヒ畀雲千首奥書（佐々木信綱氏藏元中六年正月ノ記述）天皇ノ御遺命ニ依リテ觀心寺座主トナリシ光賢ノ印信秘抄奥書（金剛寺藏）等ヲ始メ天皇ノ御事蹟ヲ記セル大多數ノ資料ニ見エタル御稱號ナリ、而シテ其典據ヲ徵スヘキモノニ高野山金剛三昧院藏御舍利目錄アリ、コレハ「明徳五年甲戌五月十日記之金剛佛子忠禪」ノ奥書アリテ忠禪カ其所持セル佛舍利ヲ掲記シタルモノナリ、其中ニ「一粒ハ水精色於長慶院殿直奉請之震筆御書拝領之」トアリ、之ニ依レハ長慶天皇ノ御所長慶院殿ニ於テ佛舍利ヲ奉請シタルコト明ナリ、サレハ長慶院殿カ長慶天皇ノ御座所タルコトハ疑ナキトコロナレドソノ所在ニ就テハ何等ノ徵證スヘキモノナク、建仁寺塔頭ニ長慶院或ハ長慶菴ノ存セシコト臥雲日件録和漢禪刹次第等ニ見エタレト彼此ノ關係ハ詳ナラス、其二慶壽院ハ後醍醐天皇皇孫師成親王（法名惠梵）ノ記シ給ヒシ新葉和歌集奥書（舊富岡本應永三十二年ノ

御記述) 及ヒ建内記(伏見宮御藏)等ニ記サレタルモノニシテ、同記嘉吉三年五月九日ノ條ニ海門承朝ノ動靜ヲ記セル中ニ「今日向嵯峨慶壽院」ト見エ、又應永鈞命繪圖(天龍寺藏應永三十三年ノ書寫)ニ記サレタル慶壽院ノ位置ヨリ推考シテ京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町ニ存シタル天龍寺塔頭慶壽院カコノ御稱號ノ典據タルコトヲ確認セラルルモ、長慶天皇ノ御座アリシコトヲ明記セルモノ存^セ□□、其三大覺寺^{法皇ノ御稱號ハ興福寺大乘院}□□□□、主尋尊ノ記セル大乘院日記目錄ニ載セラレタルモノナリ、コノ御稱號ノ典據カ嵯峨大覺寺ナルコトハ疑ナキトコロナレトモ、本書ニハ長慶天皇ヲ大覺寺ニ御座アリシ後龜山天皇ト混同シテ記シ奉レルトコロアルヲ以テコノ御稱號ニ就テハ誤ナキヲ保シ難シ、其四増長慶壽院ハ人王百代具名記(常福寺藏)ニ、其五長慶壽院ハ應永王代記(纂輯御系圖等ニ所引)ニ見エタル御稱號ニ過キスシテ共ニ信據スヘキモノナリヤ否ヤ明ナラス、又其典據ニ就キテモ分明ナラス

以上ノ論證ニ依リテ、長慶天皇ノ御稱號ヨリ天皇ノ御座所ト認メラルルモノノ中其所在ノ明瞭ナルモノハ慶壽院ト大覺寺トノ二ツニシテ何レモ京都ノ西郊嵯峨ニアル寺院ナリ、而シテ長慶天皇ノ御入洛ノコトハ之ヲ明記セルモノナシト雖モ、天皇ノ諸皇子側近者カ後龜山天皇ノ京都還幸ノ前後ニ於テ入洛シタルコトト、嵯峨ノ地カ龜山天皇ヲ始メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後龜山天皇ノ御座所並ニ御陵ノ存セル處ナルコトヲ傍證トシテ、長慶天皇モ亦元中九年後龜山天皇ノ御入京前後ニ於テ御入洛アラセラレテ嵯峨ニ御座アラセラレタリト認メ奉リ得ベシ、大覺寺ニ御座アリシコトハ前述ノ如ク推考ノ難アルモ、慶壽院ハ長慶天皇ノ皇子海門承朝カ天皇ノ崩後御止住アラセラレ、且ツ御入寂ニ際シテハ特ニコノ院ニ移ラレシコト看聞御記蔭涼軒日録建内記等ニ見エタレハ、慶壽院ノ御稱號ト合セ考ヘテ慶壽院ハ長慶天皇御入洛後ノ御座所ニシテ天皇ノ崩後皇子海門承朝カ父皇ノ御遺跡ヲ承ケテ御止住アラセラレタルモノト解シ得ラルルノミナラス、志玄王カ慈濟院ニ斂葬セラレ給ヒ普明國師ノ塔カ鹿王院ニ建テラレタル例ト海門承朝ノ御入寂ノ事情トヲ更ニ合セ考フレハ、或ハ慶壽院カ長慶天皇ノ御座所タリシニ止マラス天皇ノ崩御ノ處タルト同時ニ斂葬ノ處タリシトモ推察シ得ラレザルニアラス

之ヲ要スルニ慶壽院ハ長慶天皇ノ御座所ノ中最モ御晩年ノモノニシテ且ツ其遺趾ノ明瞭ナルモノナリ、サレハ天皇ノ御陵所タル明證ハ未タ得ルノ由ナシト雖モ、天皇ノ御晩年ニ於ケル由緒ノ最モ深キ處ナレハ、現下長慶天皇ノ御陵所ヲ御治定相成ルベキニ於テハ京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町ノ慶壽院趾ヲ以テセラルルヲ最モ適當ナリト認ムル次第ナリ

史料七「答申案⑦」

答申案

曩ニ審議ヲ命セラレタル諮問第一號長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤノ件ニ付イテハ、黒板辻芝荻野西田龍各委員ヲ以テ小委員會ヲ組織シ銳意調査ニ努ムルト共ニ委員長各委員ハ實地ニ就キテモ調査ヲ進メ、更ニ一昨年以來全力ヲ本件ニ集中シテ全員之カ調査審議ニ専心シ之カ爲ニ小委員會及總會ヲ重ヌルコト四十回ヲ超ユ、其間マツ別紙記載ノ如ク調査方針ヲ決定シ、之ニ基キテ或ハ各委員之カ調査ニ當リ又別ニ囑託ヲ置キ社寺諸家等ノ方面ニ亘リテ資料ヲ蒐集シ以テ調査ノ周到ヲ期シタリ、而シテ其調査ノ結果直接ニ御陵ニ関シテ徵證スヘキ資料ヲ發見スルニ至ラス、百箇所ヲ超ユル傳説地及推考地ハ採ルニ足ルヘキモノ極メテ少キコト明カトナレリ、是ニ於テ其調査ハ天皇ノ御動靜御稱號ノ典據及ヒ崩御前後ノ諸事情等ヲ考察スルノ外ナキコトトナリ、之ヲ中心トシ更ニ全員慎重ニ審議ヲ盡シタル結果、現下ニ於テハ京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町ノ慶壽院趾ニ陵所ヲ定メラルルヲ最モ妥當ナリト認ム、仍テ茲ニ理由書ヲ相具シ及答申候也

〔後詳〕
『昭和十五年』年『十二月』月『二十六』日

宮内大臣

委員長

理由書

謹テ按スルニ、長慶天皇御名ハ寛成第九十七代後村上天皇ノ皇子ニマシ後村上天皇ノ御後ヲ受ケサセラレテ大統ヲ継キ給ヒ御禪讓ノ後太上天皇ノ尊號ヲ受ケサセ給ヘリ、シカルニ御晩年ノ御事蹟ニ関シテハ長クモ徵證スヘキ資料甚タ稀ニシテ、崩御ニ就キテハ纔ニ大乘院日記目錄應永元年ノ條ニ「八月一日大覺寺法皇崩五十二號長慶院」トノ記事ノ存スルニ過キスシテ御陵ニ関シテハ何等ノ所傳ヲ發見スルニ至ラス、從ツテ御陵ノ調査ハ廣ク天皇ノ御動靜御稱號ノ典據及ヒ崩御前後ノ諸事情等ニ亘リテ考察スルノ外ハアラス

長慶天皇ノ御動靜ヲ伺ヒ奉ルニ、正平二十三年御踐祚ノ頃ニハ攝津住吉ニ御座アリシコト嘉喜門院集鴨脚本皇代記ニ、正平二十四年春ニハ大和吉野ニ御座アリシコト新葉和歌集ニ、建徳二年文中元年ニ亘リテハ河内天野山金剛寺ニ御座アリシコト、天口事書奥書嘉喜門院集ニ、同二年八月ニハ賊軍ノ侵犯ニ依リテ大和吉野ニ潛幸アラセラシコト花營三代記ニ、文中二年冬ヨリ同三年冬天授二年ニハ吉野ニ御座アリシコト嘉喜門院集新葉和歌集ニ、天授五年ヨリ同六年弘和二年ヨリ三年ニハ大和榮山寺ニ御座アリシコト圖書寮本朱孟、同雲州往來、同台記、舟橋本中庸等ノ奥書新葉和歌集ニ依リテ徵證セラルルニ過キスシテ、元中以降崩御ニ至ル迄ノ御座所ニ就テハ之ヲ明記セルモノナシ、然レトモコノ前後ニ於ケル列聖ノ御追號御稱號ノ典據カ其御座所タル宮殿菴室ニ存スル例ナルニ依リ、長慶天皇ノ御座所モ亦前記ノモノノ外ニ御稱號ヨリ推考シ奉ル途アリ

長慶天皇ノ御稱號ハ之ヲ要約スレハ長慶院慶壽院大覺寺法皇增長慶壽院及長慶壽院ノ五種トナル、其一長慶院ハ天皇ノ皇子海門承朝ノ御消息（觀心寺藏應永十四年四月十七日附）天皇ノ側近者花山院長親（法名畊雲）ノ記セル仙源抄奥書（群書類従本）及畊雲千首奥書（佐々木信綱氏藏）天皇ノ御遺命ニ依リテ觀心寺座主トナリシ光賢ノ印信秘抄奥書（金剛寺藏）等ヲ始メ天皇ノ御事蹟ヲ記セル大多數ノ資料ニ見エタル御稱號ナリ、而シテ其典據ヲ徵スヘキモノニ高野山金剛三昧院藏御舍利目錄アリ、コレハ「明德五年甲戌五月十日記之金剛佛子忠禪」ノ奥書アリテ忠禪カ其所持セル佛舍利ヲ掲記シタルモノナリ、其中ニ「一粒ハ水精色於長慶院殿直奉請之震筆御書拝領之」トアリ、之ニ依レハ長慶天皇ノ御所長慶院殿ニ於テ佛舍利ヲ奉請シタルコト明ナリ、サレハ長慶院殿カ長

慶天皇ノ御座所タルコトハ疑ナキトコロナレトソノ所在ニ就テハ何等ノ徵證スヘキモノナク、建仁寺塔頭ニ長慶院或ハ長慶菴ノ存セシコト臥雲日件録和漢禪刹次第等ニ見エタレト彼此ノ關係ハ詳ナラス、其二慶壽院ハ後醍醐天皇皇孫師成親王（法名惠梵）ノ記シ給ヒシ新葉和歌集奥書（舊富岡本應永三十二年ノ御記述）及建内記（伏見宮御藏）等ニ記サレタルモノニシテ同記嘉吉三年五月九日ノ條ニ海門承朝ノ動靜ヲ記セル中ニ「今日向嵯峨慶壽院」ト見エ、又應永鈞命繪圖（天龍寺藏應永三十三年ノ書寫）ニ記サレタル慶壽院ノ位置ヨリ推考シテ京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町ニ存シタル天龍寺塔頭慶壽院カコノ御稱號ノ典據タルコトヲ確認セラルルモ長慶天皇ノ御座アリシコトヲ明記セルモノ存セス、其三大覺寺法皇ノ御稱號ハ興福寺大乘院主尋尊ノ記セル大乘院日記目錄ニ載セラレタルモノナリ、コノ御稱號ノ典據カ嵯峨大覺寺ナルコトハ疑ナキトコロナレトモ、本書ニハ長慶天皇ヲ大覺寺ニ御座アリシ後龜山天皇ト混同シテ記シ奉レルトコロアルヲ以テコノ御稱號ニ就テハ誤ナキヲ保シ難シ、其四增長慶壽院ハ人王百代具名記（常福寺藏）ニ、其五長慶壽院ハ應永王代記（纂輯御系圖等ニ所見^引）ニ見エタル御稱號ニ過キスシテ其典據分明ナラス、サテ以上ノ中其所在ノ明瞭ナルモノハ慶壽院ト大覺寺トノ二ツニシテ何レモ京都ノ西郊嵯峨ニアル寺院ナリ、而シテ長慶天皇ノ御入洛ノコトハ之ヲ明記セルモノナシト雖モ、天皇ノ諸皇子側近者カ後龜山天皇ノ京都還幸ノ前後ニ於テ入洛シタルコトト（註）、嵯峨ノ地カ龜山天皇ヲ始メ奉リ龜山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後龜山天皇ノ御座所並ニ御陵ノ存セル處ナルコトヲ傍證トシテ、長慶天皇モ亦元中九年後龜山天皇ノ御入京前後ニ於テ御入洛アラセラレテ嵯峨ニ御座アラセラレタリト認メ奉リ得ヘシ、大覺寺ニ御座アリシコトハ前述ノ如ク推考ノ難アルモ、慶壽院ハ長慶天皇ノ皇子海門承朝カ天皇ノ崩後御止住アラセラレ、且ツ御入寂ニ際シテハ特ニコノ院ニ移ラレシコト看聞御記蔭涼軒日録建内記等ニ見エタレハ、慶壽院ノ御稱號ト合セ考ヘテ慶壽院ハ長慶天皇御入洛後ノ御座所ニシテ、天皇ノ崩後皇子海門承朝カコノ御止住アラセラレタルハ同所カ父皇ノ御遺跡ニシテ又御菩提所ナリシニ因ルモノト解シ得ラルルノミナラス、志玄王カ慈濟院ニ斂葬セラレ給ヒ普明國師ノ塔カ鹿王院ニ建テラレタル例ト海門承朝ノ御入寂ノ事情トヲ更ニ合セ考フレハ、

或ハ慶壽院カ長慶天皇ノ御座所タリシニ止マラス天皇ノ崩御ノ處タルト同時ニ斂葬ノ處タリシトモ推察シ得ヘシ之ヲ要スルニ慶壽院ハ長慶天皇トノ御由緒最モ深キ所ニシテ且ツ其遺趾ノ明瞭ナルモノナレハ、現下長慶天皇ノ御陵所ヲ御治定相成ルヘキニ於テハ、京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町ノ慶壽院趾ヲ以テセラルルヲ最モ適當ナリト認ム

註

一長慶天皇皇子尊聖ハ滿濟准后日記正長二年二月二十五日ノ條ニ「勸修寺僧正轉大事今日勅許^{○中}當年五十五歲法藹廿九藹也」トアルコト、及金剛頂無上正宗傳燈廣錄後編勸修寺大僧正尊聖傳ニ「入大僧正之室而出家」トアルニ據レハ、元中八年勸修寺ニ御入室御出家アラセラレタリ

二皇子行悟ハ吹上本帝王系圖挿紙ニ「円満院明德三十二廿七入室御出家戒師定助僧正灌頂」トアルコト、及三井寺灌頂脈譜ニ「行悟^{年廿二}戒^七應永五^一四^一十四^一一身阿^一」トアルニ據レハ、元中九年十二月三井寺円満院ニ御入室御出家アラセラレタリ

三長慶天皇ニ侍シ奉リテ右近衛大將ト爲リ又後龜山天皇ノ御代内大臣ニ任セラレタル花山院長親ハ耕雲口傳ニ「此十とせあまり、白川の東花頂山の奥に幼質をかくし、鹿豕に友をむすび、泉石に心をすまして、あかしくらすほとに、應永十あまり五の年」云々トアルコト、両聖記ニ「應永元年の秋^{○中}劣者^{長徳}幽林にまみえ奉る事日浅しといへとも、」云々トアルコト、及花山院家系譜長親ノ條ニ「同九年十月出家」トアルコトニ據レハ後龜山天皇ノ京都還幸ノ前後ニ於テ入洛セリ

長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針

一、長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓參考地及同陵ニ関スル上申地ニ就キテ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト

二、別ニ廣ク關係資料ヲ檢討調査シ報告書ヲ作製スルコト

關係資料ノ調査要項ハ概ネ次ノ如シ

(一)後醍醐天皇後村上天皇長慶天皇後龜山天皇等ト關係深キ地方ヲ文献ニ由リ調査スルコト

場合ニ依リテハ
實地調査ヲ行フ

(二)長慶天皇ノ御事蹟特ニ御聖徳(御人格)ヲ調査スルコト

(註)武家ニ對スル御方針御感情等ヲ調査スルコト

(三)長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事蹟ヲ調査スルコト

(四)長慶天皇ノ側近者等ノ事歴ヲ調査スルコト

(五)所謂北朝ト關係アル事項ノ調査

史料八「答申(岡本文書)」

⑧ 答申案

曩ニ審議ヲ命セラレタル、諮問第一號長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤノ件ニ付イテハ、黑板辻芝荻野西田龍各委員ヲ以テ小委員會ヲ組織シ銳意調査ニ努ムルト共ニ委員長各委員ハ實地ニ就キテモ調査ヲ進メ、更ニ一昨年以來全力ヲ本件ニ集中シテ全員之カ調査審議ニ専心シ之カ爲ニ小委員會及總會ヲ重ヌルコト四十回ヲ超ユ、其間マツ別紙記載ノ如ク調査方針ヲ決定シ、之ニ基キテ或ハ各委員之カ調査ニ當リ又別ニ囑託ヲ置キ社寺諸家等ノ方面ニ亘リテ資料ヲ蒐集シ以テ調査ノ周到ヲ期シタリ、而シテ其調査ノ結果直接ニ御陵ニ関シテ徵證スヘキ資料ヲ發見スルニ至ラス、百箇所ヲ超ユル傳説地及推考地ハ採ルニ足ルヘキモノ極メテ少キコト明カトナレリ、是ニ於テ其調査ハ天皇ノ御動靜御稱號ノ典據及ヒ崩御前後ノ諸事情等ヲ考察スルノ外ナキコトトナリ、之ヲ中心トシ更ニ全員慎重ニ審議ヲ盡シタル結果、現下ニ於テハ京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町ノ慶壽院趾ニ陵所ヲ定メラルルヲ最モ妥當ナリト認ム、仍テ茲ニ理由書ヲ相具シ及答申候也

〔昭^{（後）}和十五〕年〔十二〕月〔廿三〕日

宮内大臣

委員長

理由書

謹テ按スルニ、長慶天皇御名ハ寛成第九十七代後村上天皇ノ皇子ニマシマシ後村上天皇ノ御後ヲ受ケサセラレテ大統ヲ継ギ給ヒ御禪讓ノ後太上天皇ノ尊號ヲ受ケサセ給ヘリ、シカルニ御晩年ノ御事蹟ニ関シテハ畏クモ徵證スヘキ資料甚々稀ニシテ、崩御ニ就キテハ纔ニ大乘院日記目錄應永元年ノ條ニ「八月一日大覺寺法皇崩五十二號長慶院」トノ記事ノ存スルニ過キスシテ御陵ニ関シテハ何等ノ所傳ヲ發見スルニ至ラス、從ツテ御陵ノ調査ハ廣ク天皇ノ御動靜御稱號ノ典據及ヒ崩御前後ノ諸事情等ニ亘リテ考察スルノ外ハアラス

(一)長慶天皇ノ御動靜ヲ伺ヒ奉ルニ、正平二十三年御踐祚ノ頃ニハ攝津住吉ニ御座アリシコト嘉喜門院御集鴨脚山金剛寺ニ御座アリシコト、天口事書奥書嘉喜門院集ニ、同二年八月ニハ賊軍ノ侵犯ニ依リテ大和吉野ニ潛幸アラセラレシコト花營三代記ニ、文中二年冬ヨリ同三年冬天授二年ニハ吉野ニ御座アリシコト嘉喜門院御集新葉和歌集ニ、天授五年ヨリ同六年弘和二年ヨリ三年ニハ大和榮山寺ニ御座アリシコト圖書寮本朱孟、同雲州往來、同台記、舟橋本中庸等ノ奥書新葉和歌集ニ依リテ徵證セラルルニ過キスシテ、元中以降崩御ニ至ル迄ノ御座所ニ就テハ之ヲ明記セルモノナシ、然レトモコノ前後ニ於ケル列聖ノ御追號御稱號ノ典據カ其御座所タル宮殿御菴室ニ存スル例ナルニ依リ、長慶天皇ノ御座所モ亦前記ノモノノ外ニ御稱號ヨリ推考シ奉ル途アリ(註一)

長慶天皇ノ御稱號ハ之ヲ要約スレハ長慶院、慶壽院、大覺寺法皇、增長慶壽院、及長慶壽院ノ五種トナル(其一)長慶院ハ天皇ノ皇子海門承朝ノ御消息(觀心寺藏應永十四年四月十七日附)、天皇ノ側近者花山院長親(法名畊雲)ノ記セル仙源抄奥書(群書類従本)、及畊雲千首奥書(佐々木信綱氏藏)天皇ノ御遺命ニ依リテ觀心寺

座主トナリシ光賢ノ印信秘抄奥書（金剛寺藏）等ヲ始メ天皇ノ御事蹟ヲ記セル大多數ノ資料ニ見エタル御稱號ナリ、而シテ其典據ヲ徴スヘキモノニ高野山金剛三昧院藏御舍利目録アリ、コレハ「明德五年甲戌五月十日記之金剛佛子忠禪」ノ奥書アリテ忠禪カ其所持セル佛舍利ヲ掲記シタルモノナリ、其中ニ「一粒ハ水精色於長慶院殿直奉請之震筆御書拜領之」トアリ、之ニ依レハ長慶天皇ノ御在所長慶院殿ニ於テ佛舍利ヲ奉請シタルコト明ナリ、サレハ長慶院殿カ長慶天皇ノ御座^在所タルコトハ疑ナキトコロナレトソノ所在ニ就テハ何等ノ徵證スヘキモノナク、建仁寺塔頭ニ長慶院或ハ長慶菴ノ存セシコト臥雲日件録和漢禪利次第禪宗□家建仁寺塔頭五山十刹諸山等ニ見エタレト彼此ノ關係ハ詳ササズ明德年間仲方円伊ノ開基ニ係カルモ長慶天皇ノ御在所トノ關係ニ就イテハ何等資料ノ存スルモノナシ、（其二）慶壽院ハ後醍醐天皇皇孫師成親王（法名惠梵）ノ記シ給ヒシ新葉和歌集御奥書（舊富岡本應永三十二年ノ御記述）及建内記（伏見宮御藏）及和朝紹運之圖（栗田元次藏）等ニ記サレタルモノニシテ就中建内記聞記嘉吉三年五月九日ノ條ニ海門承朝ノ動靜ヲ記セル中ニ「今日向嵯峨慶壽院」ト見エ、又應永鈞命繪圖（天龍寺藏應永三十三年ノ書寫）ニ記サレタル慶壽院ノ位置ヨリ推考シテ京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町ニ存シタル天龍寺塔頭慶壽院カコノ御稱號ノ典據タルコトヲ確認セラルルモ長慶天皇ノ御座アリシコトヲ明記セルモノ存セス、（其三）大覺寺法皇ノ御稱號ハ興福寺大乘院主尋尊ノ記セル大乘院日記目錄ニ載セラレタルモノナリ、コノ御稱號ノ典據カ嵯峨大覺寺ナルコトハ疑ナキトコロナレトモ、本書ニハ長慶天皇ヲ大覺寺ニ御座アリシ後龜山天皇ト混同シテ記シ奉レルトコロアルヲ以テコノ御稱號ニ就テハ誤ナキヲ保シ難シ、（其四）增長慶壽院ハ人王百代具名記（常福寺藏應永十五年ノ書寫）ニ、（其五）長慶壽院ハ應永王代記（纂輯御系圖等ニ所見）ニ見エタル御稱號^ハ過キヌシサ其典據分明ササズニシテコノ御稱號ヨリ長慶院慶壽院同源ナリトモ考ヘラレサルニアラサレトモ右両書ノミヲ典據トシテ斯ノ如キ御稱號アリシト断スルハ尚慎重ヲ闕ク惧アルヘシ、サテ以上ノ中其所在ノ明瞭ナルモノハ慶壽院ト大覺寺トノ二ツニシテ何レモ京都ノ西郊嵯峨ニアル寺院ナリ、而シテ長慶天皇ノ御入洛ノコトハ之ヲ明記セルモノナシト雖モ、天皇ノ諸皇子側近者カ後龜山天皇ノ京都還幸ノ前後ニ於テ入

洛シタルコトト(註二)、嵯峨ノ地カ亀山天皇ヲ始メ奉リ亀山天皇ノ皇統ヲ継カセラレタル後宇多天皇後亀山天皇ノ御座^在所並ニ御陵ノ存セル處ナルコトヲ傍證トシテ、長慶天皇モ亦元中九年後亀山天皇ノ御入京前後ニ於テ御入洛アラセラレテ嵯峨ニ御座アラセラレタリト認メ奉リ得ヘシ、大覺寺ニ御座アリシコトハ前述ノ如ク推考ノ難アルモ、慶壽院ハ長慶天皇ノ皇子海門承朝カ天皇ノ崩後御止住アラセラレ、且ツ御入寂ニ際シテハ特ニコノ院ニ移ラレシコト看聞御記蔭涼軒日録建内記等ニ見エタレハ、慶壽院ノ御稱號ト合セ考ヘテ慶壽院ハ長慶天皇御入洛後ノ御座^在所^モトシサナルヘク、天皇ノ崩後皇子海門承朝カココニ御止住アラセラレタル^モト所カ父皇ノ御遺^在跡ニシテ又御菩提所ナリシニ因ルモノト解シ得ラルル^ルト^モササス、尚志玄王カ慈濟院ニ斂葬セラレ給ヒ普明國師ノ塔カ鹿王院ニ建テラレタル例ト海門承朝ノ御入寂ノ事情トヲ更ニ合セ考フレハ、慶壽院カ長慶天皇ノ御座^在所タリシニ止マラス或ハ天皇ノ崩御ノ處タルト同時ニ斂葬ノ處タリシトモ推察シ得ヘシ

之ヲ要スルニ慶壽院ハ長慶天皇トノ御由緒最モ深キ所ニシテ且ツ其遺趾ノ明瞭ナルモノナレハ、現下長慶天皇ノ御陵所ヲ御治定相成ルヘキニ於テハ、京都市右京區嵯峨天龍寺角倉町ノ慶壽院趾ヲ以テセラルルヲ最モ適當ナリト認ム

註一 (省略)

註二

一 長慶天皇皇子尊聖ハ滿濟准后日記正長二年二月二十五日ノ條ニ「勸修寺僧正轉大事今日勅許^{○中}當年五十五歲法藹廿九藹也」トアルコト、及金剛頂無上正宗傳燈錄後編勸修寺大僧正尊聖傳ニ「入大僧正之室而出家」ト

アルニ據レハ、元中八年勸修寺ニ御入室御出家アラセラレタリ

二 皇子行悟ハ吹上本帝王系圖挿紙ニ「円滿院明德三十二廿七入室御出家戒師定助僧正灌頂」トアルコト、及三井

寺灌頂脈譜ニ「行悟^{年廿二}戒七應永五十四^年一十四^日一身阿^{開梨}」トアルニ據レハ、元中九年十二月三井寺円滿院ニ

御入室御出家アラセラレタリ

井長慶天皇ニ侍シ奉リテ右近衛大將ト爲リ又後龜山天皇ノ御代内大臣ニ任セラレタル花山院長親ハ耕雲口傳ニ「此トとせあまり、白川ノ東花頂山ノ奥に幼質をかくし、鹿豕に友をむすび、泉石に心をすまして、あかしくらすほとに、應永十あまり五の年」云々トアルコト、兩聖記ニ「應永元年の秋○中長親劣者幽林にまみえ奉る事日浅しといへとも、」云々トアルコト、及花山院家系譜長親ノ條ニ「同九年十月出家」トアルコトニ據レハ後龜山天皇ノ京都還幸ノ前後ニ於テ入洛セリ

長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針

一、長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓參考地及同陵ニ関スル上申地ニ就キテ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト

二、別ニ廣ク関係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト

関係資料ノ調査要項ハ概ネ次ノ如シ

(一) 後醍醐天皇後村上天皇長慶天皇後龜山天皇等ト関係深キ地方ヲ文献ニ由リ調査スルコト

場合ニ依リテハ
実地調査ヲ行フ

(二) 長慶天皇ノ御事蹟特ニ御聖徳（御人格）ヲ調査スルコト

(註) 武家ニ對スル御方針御感情等ヲ調査スルコト

(三) 長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事蹟ヲ調査スルコト

(四) 長慶天皇ノ側近者等ノ事歴ヲ調査スルコト

(五) 所謂北朝ト関係アル事項ヲ調査スルコト